

<論 説>

戦後復興期～高度成長期における北陸化合繊織物業の展開

—石川県能美郡・松崎織物の事例：1948-71年—

松 村 敏

目 次

はじめに

- 1 経営の再開—1948～50年—
- 2 朝鮮戦争後の経営対応—1951～59年—
 - (1) 糸買織物売の取引
 - (2) 賃織受託の増加
 - (3) 賃織委託の増加
 - (4) 資金調達
 - (5) 経営成果
- 3 人絹織物から合繊織物へ—1960～71年—
 - (1) 賃織受託の動向
 - (2) 糸買織物売の取引
 - (3) 賃織委託の中止
 - (4) 資金調達
 - (5) 経営成果と転業

おわりに

はじめに

近年、日本の繊維産業の衰退が著しいが、概ね1980年代半ば頃までの日本の織物業は輸出競争力をもつ重要産業であり続けた。他方、日本とは異なった繊維産業の構造をもつアメリカやイタリアなどでも業界が再編されながらしぶとく織物業は競争力を維持してきたといわれる¹。戦後の先進国においても、繊維産業や織物業のあり方は、変化を伴いながらも複数の均衡があったということである。本稿は、戦後復興期から1970年代初頭までの高度成長期における石川県能美郡根上町の一機業経営、松崎織物株式会社の経営分析を通じて、戦後日本における化合繊織物業の主産地たる石川産地とその中小機業経営の特質を分析することを課題とする。

本稿が前提としている視角の一つは、多くの研究が蓄積されている産地の特性、産地構造ないし産業集積といわれるものである。ただし、従来織物産地のもつ柔構造が指摘されるが、織物業や織物産地の発展や柔軟性といわれるものは²、個々の企業のそれとはやや異なる。前者は、産業や産地を構成する個々の企業の安定的発展や事業の長期的継続、さらには多くの企業が変化す

る環境に対応しうる十分な柔軟性を随伴することを必ずしも意味せず、むしろ企業の大量退出・大量叢出を伴うことにより実現していることが多い。大量退出・大量叢出による淘汰・適者生存の過程を通じた産地ないし産地企業の進化が実現する。では、大量に叢出する企業はどこから叢出し、どこへ退出するのか。北陸織物業の場合、戦前戦後を通じて、機業経営者は農業兼業者が多かった³。この点は、景況に対応したソフトな廃業・休業を可能とする産地の柔構造につながる。また自らの織物経営は止めても、他の織物経営の労働者として従事した場合もあったし⁴、さらに松崎のように廃業しても工場敷地を利用した不動産業に転換するなど、他へのスムーズな転業が可能な場合も少なくなかったと思われる⁵。労働力についても主体は女性労働者であり、かつ農業兼業者が多く、織物業への就業・不就業が家計に対して短期的には致命的な要素にならなかった。いわば、業界ないし産地=産業集積を、多少のショックが与えられても復元可能な一つの安定的な均衡ととらえることができる⁶。

上記と重なるところもあるが、本稿の分析のもう一つの視角は、企業間関係の視角である。これについては、戦後化繊織産業を分析対象とした李亨五『企業間システムの選択』（信山社、2002年）が、今日の研究水準という点からまず参照すべき研究である。この研究は、主に自動車産業を対象とした企業間関係の理論研究に触発されて、原糸メーカー、商社、機業家などの企業間関係について理論を組み立て、それを実証せんとした力作である。筆者は同書に学びつつ、それに加えて兼業農家化した小農経営がなお背後に多く存在する産地の構造や、織物経営の規模格差、さらに産業調整援助政策や中小企業保護政策を含む政治構造との関係なども考慮した、実態に即した具体的な歴史研究が必要と考える。

なお、比較制度分析などにおいては、戦前日本と戦後日本では異なった経済システムだったことが強調される。戦後の、戦前と異なった企業金融における間接金融やメインバンク制、雇用制度・労使関係における終身雇用制や企業別組合、制限された株主権と専門経営者による経営などが指摘される。これらは大企業・基幹産業を念頭においたマクロ的な対比であり、織物業のような中小企業分野にはむしろストレートにはあてはまらない。とはいえ、化繊織物業という個別産業の戦前から戦後への変化を子細にみると、やはりある一定のシステムの転換がみられた。

まず戦争被害や戦時期の企業整備により総じて産地機業家はかなりの打撃を受けた。また化繊産業においては、戦時期の企業整備による原糸メーカーの合併を通じて、戦前に比して原糸メーカーの寡占化が進んだ⁷。こうした点は機業家側からすると、原糸入手が困難になることを意味した。さらに朝鮮戦争反動不況により糸商と機業家は大打撃を受けた。これらの要因により、機業家は独立的経営を維持できた戦前に比して原糸メーカーの下での賃織システムに入りやすくなった。また1950年代後半から60年前半にかけて、レーヨンから合繊への転換がなされた。この変化は、少なくとも当初は新素材製織のための原糸メーカーによる機業家への技術指導（さらに設備資金貸与）を要請することによって、機業家の独立性を一層弱体化させ、企業間システムにおいて、長期の賃織システムすなわち系列化が進みやすくなった。

ただし絹織物業を継承する形で人絹織物業が勃興した昭和戦前期から今日にいたるまで、化合繊織物とくに化合繊長繊織物の主要産地は福井・石川両県の北陸産地であることは、まったく変化はない⁸。そして多くの中小零細企業から構成され、地域経済を支えるこれらの産地をたびたび襲う不況は、円滑な転廃業を実現させるための社会政策的な生産調整政策や産業調節援助政策を要請した。こうした産業と政治の関係にも着目すれば、この産業の展開もまた戦後日本経済システムの一環をなすものであった。

戦後北陸化合繊織物業に関するこれまでの研究状況をみると、同時代的な報告書類のほか、近年では、福井県についてであるが、『福井県史』通史編収録論文などの木村亮の一連の研究がある⁹。しかし石川県についての立ち入った分析は少なく¹⁰、ことに機業の個別経営分析はほとんど行われていない。

本稿の分析対象の松崎織物株式会社の前身は、1899年、松崎次郎八を代表者として手織機10台で松崎機業場が根上村に設立された時まで遡れる¹¹。松崎家は機業場設立時、同村の上層農家であった。当初、絹織物を生産し、昭和戦前期にはマルサン織物工業組合傘下の最大の機業場として、人絹織物の生産を行った。戦前は出資者松崎家による独立性の強い経営（1923年以降、合名会社松崎機業場）であったが、戦後は1948年に松崎織物株式会社として、以下に示すようにおそらく金沢の有力産元商社一村産業との共同出資のもとで事業を再開し、松崎茂夫が一貫して社長を務めて能美郡の有力機業の地位を占めた¹²。このように、戦前は独立性の強い機業経営であり、戦後は産元商社との関係を強めた経営のあり方は、石川産地の有力機業の一般的な特徴であった¹³。

以下、松崎織物が1972年に不動産業へ転業するまでを、経営再開期（1948～50年）、朝鮮戦争後の経営対応期（1951～59年）、合繊織物への転換期（1960～71年）の3つの時期に区分して、分析を進める。

1 経営の再開—1948～50年—

戦前の松崎機業場は、戦時下の企業整備によって最終的に陸軍兵器行政本部所属の朝日ミシン株式会社金沢航空工場に売却・転用された¹⁴。したがって、戦後の操業再開は一からの出直しとなり、再開はやや出遅れた。すなわち松崎織物は1948年6月1日に創立され、8月に工場建設に着手、翌49年1月から一部操業を開始した¹⁵。同社が創立されてまもなく、6月28日に福井大地震が福井県および石川県西部の繊維産地を襲った。さいわい、根上町は被災地からややはずれており、また工場建設着手前であったため、さしたる被害はなかった模様であり、むしろ戦後のモノ不足のうえに、福井・大聖寺という織物産地の震災による生産減のため、再開時点の市場環境は良好であった。また戦後当初、繊維産業も当然に統制下での復興であったが、1949・50年には、レーヨン糸・レーヨン織物に対する統制解除が順次実施され、この産業も市場経済に復帰した。

表 1 松崎織物の設備と従業員数

期	年度	織 機(台)			撚糸機	従業員(人)			備 考	
		広幅力織機	計			男	女	計		
1	1948	20	20	…	…	…	…	準備機 14 台		
2	49	22	22	2	…	…	…			
3	50	52	52	2	…	…	…			
4	51	58	58	2	…	…	…			
5	52	58	58	2	…	…	…			
6	53	10	10	2	…	…	…			
7	54	96	96	2	…	…	…			
8	55	96	96	6	…	…	…			
9	56	96	96	7	11	53	64	半木織機の入替実施 設備拡張		
10	57	96	96	7	10	52	62			
11	58	106	106	7	13	50	63			
12	59	106	106	11	21	75	96			
		レーヨン用	合織用	計						
13	60	106	48	154	11	13	73	86	トリコット機 2 台	
		44"	50"	55"	計					
14	61	100	6	48	154	11	8	53	61	この年度、工場火災
15	62	100	6	-	106	…	8	53	61	
16	63	92	6	56	154	…	11	50	61	
17	64	92	-	56	148	…	11	47	58	
18	65	92	-	56	148	…	9	34	43	
19	66	92	-	56	148	…	8	34	42	
20	67	92	-	56	148	…	8	28	36	
21	68	93	-	56	149	…	6	28	34	
22	69	37	-	56	93	…	…	…	…	
23	70	36	-	56	92	…	…	…	…	
24	71	-	-	-	-	…	…	…	…	

(出所) 同社『営業報告書』各期。

注：年度末（翌年 4 月）の数値。織機の"はインチ。

「-」はゼロ、「…」は不明。以下の表も同様。

いずれにせよ、松崎は戦時下の軍需工場への転用時には織機 368 台を有する大規模工場であったが、戦後はわずか 20 台からのスタートとなった（表 1）。当初の株主の詳細は不明であり、現在残されている最初の株主名簿は 1954 年 6 月のものであるが（表 2）、そこでは一村産業が筆頭株主になっており、社長松崎茂夫とその父清作の持株数より、一村のそれが上回っている¹⁶。すぐ述べるように松崎織物は戦後第 1 期から一村産業との取引を主体として営業したし、戦後のインフレ期に松崎家が潤沢な資金を有していたとは考えにくいから、松崎茂夫らは土地の現物出資を行い、かつ当初から一村の出資を仰いで工場建設を行い、さらに銀行からの借入金によって機械を購入し、操業を再開したものと推測される（表 3・表 5）。それを裏付けるように、操業再開当初から、戦前以来の一村社員であった石田与三作も同社の取締役を務めていた¹⁷。この点は、戦前の松崎の織物事業と異なる。戦前の合名会社松崎機業場は一族のみの出資であり、また一村商事とともに村田商店（金沢市）とも大規模に取引しており、松崎機業場はマルサン組合傘下機業とはいえ、一定の独立性を保持していたが¹⁸、戦後の松崎織物は、取引のみならず（後述）、出資の点でも一村産業への依存度が大きかった。そしてその後も一村の幹部が、同社に取締役として派遣されていた¹⁹。一般に「戦後直後、人絹織布企業は戦時中の企業整備と戦災によって著

表2 松崎織物の株主

1954年6月			1956年4月		1958年4月		1960年4月		1962年4月	
株主名	住所	持株数	株主名	持株数	株主名	持株数	株主名	持株数	株主名	持株数
一村産業株	金沢市	14,000	一村産業株	21,000	松崎茂夫	21,950	松崎茂夫	38,200	松崎茂夫	38,200
松崎茂夫	根上町	8,800	松崎茂夫	20,000	一村産業株	21,000	一村産業株	26,250	一村産業株	26,250
松崎清作	〃	4,400	松崎清作	7,400	松崎清作	7,400	岡元静二	5,250	岡元静二	5,250
油 実		3,800	岡元静二	4,200	岡元静二	4,200	舟見良雄	5,250	舟見良雄	5,250
岡元静二	根上町	2,800	舟見良雄	4,200	舟見良雄	4,200	南野兵作	2,950	南野兵作	2,950
舟見良雄	金沢市	2,800	南野兵作	2,350	南野兵作	2,350	槻 政次	2,500	槻 政次	2,500
山本豊信	久常村	1,700	槻 政次	2,000	槻 政次	2,000	野村辰雄	2,500	野村辰雄	2,500
南野兵作	小松市	1,350	野村辰雄	2,000	野村辰雄	2,000	浅田直作	2,500	浅田直作	2,500
木村政勝	吉田村	1,350	浅田直作	2,000	浅田直作	2,000	山本豊信	2,100	山本豊信	2,100
柿原秀嶺	東京都	1,200	田浦正男	700	山本豊信	1,700	柿原秀嶺	2,100	柿原秀嶺	2,100
山崎茂規	久常村	1,200	山本清吉	550	柿原秀嶺	1,700	岡元郁夫	2,100	岡元郁夫	2,100
槻 政次	金沢市	1,000	森田喜芳	550	新道 進	1,400	新道 進	1,750	新道 進	1,750
計(37名)		56,000	計(35名)	84,000	計(30名)	84,000	計(27名)	105,000	計(27名)	105,000

(出所) 表1と同じ。

しく弱体化していた」と指摘されているが²⁰、北陸の農村地帯に位置し、直接戦災には遭わなかった松崎も、戦争のショックはかなり大きく、戦前とは大幅に異なった条件の下でのスタートとなった。

操業を再開した松崎は輸出織物製造を目的とし、1950年代末までは主として人絹織物・スフ交織物の生産を行った。そして1950年度までの松崎の生産・取引形態は、わずかに賃織受託を行いつつ近隣の零細機業場に賃織委託を行うこともあったとはいえ、基本的に一村産業から原糸を仕入れ、同じく一村に製品を販売するというスタイルであった。

一般に人絹織物の輸出先は、戦前が「満韓支」とインド向けが大半だったのに対し、戦後はシンガポール・香港・インドネシア・セイロン・南アフリカ・中近東などに变化した。そこではナショナリズムや共産主義の影響が強まり、政情不安などによる輸出市場の不安定性が当時から指摘されていた²¹。松崎織物の場合、第1～2期(1948～49年度)から早速、中国内戦による香港貿易の途絶などの情勢が売行きに大きく影響し²²、立ち上げ費用や49年4月の単一為替レート決定から始まるドッジ不況も加わって、出だしは芳しいものではなかった。しかし翌50年度は朝鮮戦争の特需景気により同社も息を吹き返し、同年度の利益率は急上昇し(表3～4)、力織機台数も大幅に増設して、52台とした(表1)。

前述のように操業再開当初から、設備投資資金として北国銀行からの借入金も活用していたとみられるが、50年度の設備投資資金は、増資や大蔵省からの見返資金、役員からの借入金などで賄っている(表5)。見返資金とは対日援助物資の払下代金を積立てた資金であり、GHQの指示・監督のもとに1949年度に対日援助見返資金特別会計が創設され、復金債の償還、国鉄・電電公社等の公企業や各種産業の私企業等への投融資にあてられた。見返資金の私企業への融資については、電力・造船など重点産業たる重工業の大企業向けというイメージが強いが、中小企業庁が輸出関連の中小企業に対する設備資金としての融資を要望し、繊維産業をはじめとする各種中小企業にもかなり融資された²³。松崎織物の場合、大蔵省から日銀経由で200万円融資され

表3 松崎織物の主要勘定

(千円)

年度 期(翌年 4月)	資 産										負 債														
	土地	建物	機械	工 器 具	伝 動 装 置	現金 預金	受取 手形	未取 入金	貸付金	在庫 原料	仕掛 品	製品	資本金	法定 準備 金	別 添 積 立 金	前期 繰越金	長期借 入金	短期借 入金	銀行 勘定 (当座 勘定)	支払 手形	一村勘 定(買 掛金)	仮 受 金	未払 金	当期 利益金	
1	1948	99	893	1,625	153	181	32	-	-	209	422	1,212	2,000	-	-	-	1,698	-	-	1,584	5	-	-	△202	
2	49	99	865	1,692	199	176	19	-	-	484	420	574	△	-	-	△202	1,688	91	852	30	163	-	-	40	
3	50	99	1,670	3,095	322	526	450	-	18	419	949	290	2,800	-	-	△162	2,800	1,440	171	134	-	269	438		
4	51	99	1,604	3,170	252	480	79	55	17	337	1,123	427	△	50	50	56	2,000	1,605	95	-	631	168	419	30	
5	52	99	1,429	2,903	182	444	15	604	29	959	2,018	185	△	55	50	76	1,680	2,260	21	30	1,555	1	644	106	
6	53	99	1,655	3,257	121	411	269	1,354	38	0	218	1,443	267	△	85	50	82	1,930	3,527	△365	748	597	26	887	334
7	54	99	3,171	5,925	3	-	571	387	19	82	505	2,517	8,400	125	70	76	700	1,163	53	975	1,865	2	311	195	
8	55	99	3,863	7,776	2	-	878	102	140	340	2,911	303	△	155	90	122	2,850	229	-	324	1,287	23	1,378	1,050	
9	56	99	4,310	7,271	2	-	671	-	119	184	1,156	1,024	△	255	140	102	1,950	1,950	-	308	-	8	2,170	2,084	
10	57	955	4,243	7,641	1	-	504	119	135	258	5,287	837	△	921	240	102	1,150	3,450	0	427	4,308	26	1,671	110	
11	58	1,258	3,821	8,152	1	-	2,366	-	41	295	8,136	2,443	△	971	240	195	3,950	850	-	556	9,878	66	275	637	
12	59	2,556	7,164	14,697	12	-	2,514	-	96	192	3,337	1,382	10,500	1,071	340	92	26,100	1,900	-	1,752	752	22	1,657	△460	
13	60	2,556	11,929	25,045	37	-	6,451	600	104	70	2,291	434	△	1,071	340	△367	20,750	12,500	1	164	4,518	6	1,422	△278	
14	61	2,556	12,313	23,946	37	-	7,444	61	293	98	3,306	419	△	1,071	340	△646	23,960	8,430	17	1,495	5,249	109	1,282	14	
15	62	2,556	6,699	12,747	8	-	2,809	-	4,124	10,659	846	1,660	△	1,071	340	△632	24,630	6,950	116	1,330	108	7	1,313	△247	
16	63	2,556	18,979	19,779	7	-	3,024	-	387	36	644	361	△	1,071	340	△879	30,200	7,350	1,251	222	1,126	12	351	△4,226	
17	64	2,556	17,345	15,560	33	-	3,304	-	65	133	1,679	393	△	1,071	340	△5,105	24,520	7,685	1,675	675	2,697	40	991	74	
18	65	2,556	15,712	13,132	65	-	5,967	-	100	-	2,617	5,971	454	△	1,071	340	△5,031	36,570	3,030	-	12,488	14	170	△9,494	
19	66	2,556	14,209	10,406	42	-	3,865	-	697	-	3,662	2,303	357	△	1,071	340	△14,525	30,430	10,750	-	221	8,828	14	324	△7,443
20	67	2,556	12,843	9,210	29	-	1,456	-	88	344	2,870	7,204	361	△	1,071	340	△21,988	26,432	11,710	1,329	105	11,904	53	259	△1,603
21	68	2,556	11,633	7,653	20	-	2,711	-	8	240	2,145	7,708	194	△	1,071	340	△23,572	27,383	12,920	1,527	288	7,737	36	280	△1,304
22	69	2,556	10,519	5,256	15	-	2,896	-	-	104	1,993	5,466	1,052	△	1,071	340	△24,877	22,971	12,806	865	-	6,399	21	195	1,696
23	70	2,556	8,961	4,198	12	-	2,594	-	51	10	328	5,260	1	△	1,071	340	△23,181	23,933	12,391	844	-	6,292	331	51	△6,234
24	71	2,556	8,183	530	8	-	820	-	-	0	0	0	△	1,071	340	△29,415	13,047	2,611	△91	1,255	-	2	-	13,987	

(出所) 表1と同じ。

表4 松崎織物の収支

(千円)

期	年度	収 入				支 出							当期利 益金	配当(年 率%)
		売上高	収入 加工料	受取 利子	雑収入	仕入高	値引 勘定	支払 利子	営業費	製造費	(うち支 払工料)	償却費		
1	1948	181	-	2	5	1,553	-	84	156	515	-	-	△202	-
2	49	8,841	140	0	27	6,632	-	179	229	1,310	34	161	40	-
3	50	29,315	-	4	124	25,346	-	331	411	2,756	190	364	438	-
4	51	38,277	23	4	163	33,916	33	518	536	3,122	305	556	30	-
5	52	36,819	612	3	235	33,091	37	430	515	4,197	781	588	106	-
6	53	92,928	496	20	338	80,898	72	652	1,054	9,104	4,996	675	334	5
7	54	73,567	787	12	582	65,679	119	522	1,545	7,532	2,686	817	195	-
8	55	64,984	5,056	9	340	54,642	104	551	1,697	11,059	4,378	1,114	1,050	5
9	56	149,344	14,473	76	259	133,180	206	607	2,476	23,418	14,599	1,285	2,084	6
10	57	87,753	10,312	16	432	78,443	29	648	2,568	19,664	10,785	1,051	110	-
11	58	100,244	12,156	14	696	78,140	-	1,043	2,598	33,800	24,784	1,262	637	5
12	59	83,960	19,594	105	548	52,547	-	2,204	3,688	38,640	26,463	1,671	△460	-
13	60	8,632	25,197	54	411	4,322	-	3,080	3,480	19,268	3,277	1,638	△278	-
14	61	5,679	20,954	358	864	2,461	497	3,520	3,277	17,513	1,520	212	14	-
15	62	3,609	18,915	592	1,075	94	577	3,575	3,391	15,076	869	2,521	△247	-
16	63	5,256	23,324	357	529	2,132	297	3,014	3,707	15,824	588	7,281	△4,226	-
17	64	4,206	36,580	188	740	2,131	293	3,044	5,959	23,709	5,191	7,597	74	-
18	65	92,157	10,552	94	658	80,864	376	3,221	5,407	25,289	8,811	4,656	△9,494	-
19	66	123,053	1,400	82	625	91,649	176	4,051	5,736	23,653	8,602	4,721	△7,443	-
20	67	134,123	798	234	661	103,555	1,189	3,359	6,605	23,409	8,333	3,415	△1,603	-
21	68	136,250	-	114	553	98,457	712	4,153	6,731	24,779	8,995	3,096	△1,304	-
22	69	91,251	437	73	563	64,301	1,293	3,029	5,973	18,122	6,032	2,336	1,696	-
23	70	48,861	3,382	175	563	32,320	574	2,809	5,111	13,120	3,402	1,977	△6,234	-
24	71	19,801	15	210	1,204	11,476	115	2,567	3,557	4,331	1,195	1,093	13,987	-

(出所) 表1と同じ。

注:「仕入高」は、織物を含むため、表6の原料仕入高と異なる場合がある。

(利払いも日銀に対して行われた)、翌年には北国銀行から協調融資が行われたようである(表5)。見返資金は、ドッジ不況下の苦境にある中小企業や特需景気に沸く中小企業の設備資金として無視し難い役割を果たしたと評価されているが²⁴、松崎織物の場合も、朝鮮特需期の50年度の設備投資に不可欠となっている²⁵。もっともそれだけでは設備増設には不足したが、この時期は、中小企業は一般に金融が逼迫しており、とくに長期資金調達は困難だったから²⁶、松崎織物は不足分を役員一同からの借入で賄った。

2 朝鮮戦争後の経営対応—1951～59年—

朝鮮戦争勃発による好景気もつかの間、翌51年3月頃から反動不況の影響があらわれ²⁷、54年度まで利益率は低迷した(表3～4)。一般に朝鮮戦争後の反動不況(1951年)以後1955年まで、人絹織物業は長期不況とされており²⁸、松崎織物もほぼ同様の景況だったとってよからう。

(1) 糸買織物売の取引

同社の取引形態については、1950年度までと同様に51～59年度においても、一村を主たる取引相手とした糸買織物売を主軸とするという点は変化しなかったが、53年度から賃織委託が急

表 5 松崎織物の借入金

(千円)

期 年度 (翌年 4月)	長期借入金											短期借入金			計	
	見返 資金	北国銀 行根上 支店	商工中 業金沢 支所	中小企 業金融 公庫	鶴来信 用金庫 根上支 店	根上商 工貯蓄 共済組 合	東洋 レー ヨン	石川県 (近代化 資金)	全信連	松崎 茂夫	松崎 清作	計	北国銀 行根上 支店	鶴来信 用金庫 根上支 店		松崎 茂夫
1 1948	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,600	-	98	1,698
2 49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	930	-	658	1,688
3 50	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	800(役員)	2,800	1,030	-	410	1,440	
4 51	1,000	320	-	-	-	-	-	-	100	100	2,000	600	-	795	1,605	
5 52	1,000	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1,680	1,250	-	840	2,260	
6 53	500	-	880	-	-	-	-	-	100	100	1,930	1,215	250	1,010	3,527	
7 54	-	-	500	-	-	-	-	-	100	100	700	670	43	200	1,163	
8 55	-	-	-	2,650	-	-	-	-	100	100	2,850	820	109	300	1,229	
9 56	-	-	-	1,750	-	-	-	-	100	100	1,950	1,200	500	250	1,950	
10 57	-	-	-	750	-	-	-	-	100	300	1,150	2,200	600	350	3,450	
11 58	-	-	-	3,550	-	-	-	-	400	-	3,950	-	500	350	850	
12 59	-	-	-	5,700	-	20,000	-	-	400	-	26,100	700	1,100	100	1,900	
13 60	-	-	-	2,150	-	18,200	-	-	400	-	20,750	10,700	1,200	600	12,500	
14 61	-	-	1,200	3,000	-	14,360	-	-	5,400	-	23,960	5,830	2,000	600	8,430	
15 62	-	-	6,600	1,900	-	10,280	-	-	5,850	-	24,630	4,350	1,300	1,300	6,950	
16 63	-	-	4,200	8,250	-	6,200	3,000	-	8,550	-	30,200	4,650	2,700	-	7,350	
17 64	-	-	1,800	5,750	-	2,120	3,000	3,300	8,550	-	24,520	4,750	2,000	825	7,685	
18 65	-	-	-	4,750	22,000	-	420	2,250	2,100	5,050	36,570	2,350	-	680	3,030	
19 66	-	-	-	3,800	17,000	-	-	1,500	900	7,230	30,430	8,900	-	1,850	10,750	
20 67	-	-	-	2,600	12,000	852	-	750	-	10,230	26,432	10,700	-	970	11,710	
21 68	-	-	-	1,400	14,600	1,153	-	-	-	10,230	27,383	10,700	-	1,990	12,920	
22 69	-	-	-	200	12,200	571	-	-	-	10,000	22,971	10,000	-	1,766	12,806	
23 70	-	-	-	-	11,000	1,733	-	-	-	11,200	23,933	9,300	-	3,091	12,391	
24 71	-	-	-	-	647	1,200	-	-	-	11,200	13,047	-	-	2,611	2,611	

(出所) 表 1 と同じ。

- 注：1) 2期までの「短期借入金」は、資料の「借入金」。
 2) 3期の「800(役員)」は、役員7名からの借入と推定。
 3) 5~6期の「見返資金」は、日本開発銀行からの借入。
 4) 主要借入先のみ表示。

増して、54・55年度以外は自工場生産をはるかに上回るようになり、また55~59年度は東レから大規模に賃織を受託した(表6~9)。56年度以降は、松崎は明らかに、東レさらに旭化成からの受託賃織分の一部を松崎傘下の零細機業家に賃織委託して、製品を調達していた(表7のように、56~59年度は受託賃織量より自社工場生産量の方が少なくなっている)。

以下、まず糸買織物売の取引について検討する。これは原糸購入先と織物販売先がいずれもほぼ一村産業だったことから、商社側が織物を機業家と買約定すると同時に機業家に原糸を売却するという、戦前石川県人絹織物業において一般的になっていた「売りの買」方法と同様の取引形態だったと思われる²⁹。要するに、松崎による戦後の人絹糸・人絹織物の主要な取引方法は昭和戦前期のそれと基本的には同じであった。実際、53年度の同社『営業報告書』には、「弊社は輸出入絹織物に主眼を置き、且つ一村産業の系列の下にほゞ120デニール消使い織物に終始し、堅実経営方針を持続して来たので相場下落貸倒による損失を一件も受けることがなかった」とあり³⁰、この取引では松崎側には原糸・織物の相場変動リスクはあまりないようである。原糸購入先と織物販売先が同一で、かつ原糸を購入すると同時に織物を受注し、その時点で原糸とともに織物の価格が決定されていれば、利鞘はその時点で決まり(先物取引によるヘッジと同様)、一定の工賃で賃織を受託する場合と同じことになる。実際、これを賃織の一形態とする見方もある。

表6 松崎織物の原料仕入と製品販売

(千円)

期 年度	原料仕入				製品販売							
	主要仕入先		仕入品目		主要販売先		販売品種					
	一村産業 (金沢) (A)	大阪豊島 前多平作 北忠商店 (金沢) (B)	仕入 先数 (%)	A/B (%)	一村産業 (金沢) (C)	山孝商店 北忠商店 (金沢) (D)	販売 先数 (%)	人絹 織物	本絹 織物	スフ交 織物	合織 織物	計(D)
1 1948	1,546	-	1	100.0	1,546	-	1	100.0	181	-	-	181
2 49	6,583	-	2	99.5	6,615	-	5	96.9	8,565	-	-	8,565
3 50	25,340	-	4	99.7	25,415	-	14	96.6	10,445	275	18,594	29,315
4 51	29,011	1,697	10	89.3	32,484	30,732	20	80.3	-	-	-	38,277
5 52	29,915	248	16	90.4	33,091	1,585	30	85.3	-	-	-	36,819
6 53	77,330	263	13	95.6	80,898	1,179	17	92.6	-	-	-	92,928
7 54	57,278	246	11	77.8	65,679	1,350	16	83.3	-	-	-	73,567
8 55	52,170	-	8	95.5	133,180	4,674	10	90.2	125	-	-	64,984
9 56	131,125	-	7	98.5	146,632	58,586	6	98.2	503	495	-	149,344
10 57	78,191	-	4	99.7	78,443	5,993	19	97.9	580	824	-	100,244
11 58	74,769	-	9	95.7	98,703	910	16	98.5	-	799	-	83,960
12 59	43,555	-	7	82.9	81,760	4,976	32	97.4	81,760	472	-	83,960
13 60	4,314	-	6	99.8	4,322	1,496	9	90.1	7,780	179	-	8,632
14 61	2,379	-	4	96.7	2,461	2,020	5	80.6	4,578	367	-	5,672
15 62	55	-	4	58.5	24	24	5	79.5	2,870	127	-	3,609
16 63	2,132	-	1	100.0	914	900	2	82.4	4,333	824	-	5,256
17 64	2,131	-	1	100.0	2,010	-	2	88.5	3,724	-	-	4,206
18 65	80,864	-	1	100.0	78,142	2,480	5	98.4	90,699	186	-	90,885
19 66	91,649	-	1	100.0	87,214	4,434	4	98.5	121,212	107	-	121,205
20 67	103,555	-	1	100.0	98,457	103,555	4	99.2	132,918	881	-	133,249
21 68	98,457	-	1	100.0	97,521	98,457	4	99.1	135,180	985	-	135,248
22 69	64,301	-	1	100.0	64,160	141	2	99.1	90,442	808	-	90,546
23 70	32,320	-	1	100.0	32,320	-	3	99.6	48,688	101	-	48,759
24 71	11,476	-	1	100.0	11,476	-	2	99.3	19,672	129	-	19,463

(出所) 表1と同じ。

注: 1) 「計」などには、手殺料・取引高税・印紙代やその他の原料製品を含む場合がある。

2) 「仕入品目」の「混紡糸」は、合織糸同士の混紡糸を含む。

3) 「仕入先数」「販売先数」は「その他商店」等を含み、実際の数はさらに多い可能性の場合あり。

表7 松崎織物の供給量と需要量

期	年度	供給量				計	需要量				残	(単位)
		前年度残	自社生産	賃織外注	借・買入		販売	賃織受注	自社消費・貸	計		
1	1948	-	...	-	80	-	388	疋
2	49	388	3,278	167	〳
3	50	167	6,827	-	73	〳
4	51	73	10,876	1,642	395	13,006	12,661	139	4	12,816	190	〳
5	52	190	15,578	3,850	...	19,618	16,665	3,194	5	19,864	223	〳
6	53	134	15,894	23,164	-	39,193	36,317	2,741	-	39,058	135	〳
7	54	137	22,808	18,440	-	41,385	34,979	6,297	4	41,280	105	〳
8	55	105	20,533	16,961	-	37,599	29,742	7,740	8	37,490	109	〳
9	56	109	18,365	73,047	195	91,716	63,713	27,638	130	91,481	235	〳
10	57	235	22,959	49,860	220	73,274	41,966	30,841	304	73,111	162	〳
11	58	-	-	4,252	-	4,252	4,135	-	-	4,135	117	枚
		160	19,203	42,326	-	61,689	33,833	27,663	-	61,496	193	疋
12	59	117	-	61,562	-	61,679	61,679	-	-	61,679	-	枚
		192	22,506	18,949	-	41,648	17,252	24,263	18	41,533	115	疋
13	60	115	27,764	-	-	27,879	1,009	26,659	10	27,678	202	〳
14	61	202	26,037	-	-	26,239	1,080	25,048	8	26,136	103	〳
15	62	103	19,233	-	-	19,336	249	18,930	-	19,179	157	〳
16	63	157	21,188	-	-	21,345	796	20,460	-	21,256	89	〳
17	64	95	26,638	-	-	26,733	424	26,013	-	26,437	296	〳
18	65	296	26,066	-	-	26,362	17,643	8,643	-	26,286	76	〳
19	66	76	25,723	-	-	25,799	25,202	396	-	25,598	201	〳
20	67	201	28,844	-	-	29,045	28,362	542	-	28,904	141	〳
21	68	141	28,405	-	-	28,546	28,377	-	-	28,377	169	〳
22	69	169	18,111	-	-	18,280	17,745	475	-	18,220	60	〳
23	70	60	8,348	-	-	8,408	6,045	2,327	-	8,372	36	〳
24	71	36	2,390	-	-	2,426	2,426	-	-	2,426	-	〳

(出所) 表1と同じ。

注：小数点以下切り捨て。計算上合わない箇所があるが、資料のまま。

すなわち、たびたび引用する、大阪府立商工経済研究所『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』(1958年)がそれであり、同書は商社賃織の取引形態として、(1)糸買織物売方式、(2)交互計算方式、(3)糸織物のリンク制という3つを挙げている³¹。(1)は、「機業家が原糸代金を現金又は手形で支払い、織物代金は現金又は手形で支払いを受け、実質的には加工賃だけを受け取る方式」であり、糸代の手形による支払いの場合は担保を要求されることが多いとされる³²。(2)は、原糸・織物代金をその都度決済せず、機業家は織物を納入した時に工賃を手形または現金で受け取る方式である。(3)は、第1回分の原糸は機業家の手配ないし負担とし、商社は機業家から織物が納入された分だけ糸を渡す方式であり、加工賃の支払いは現金が多いとされる。これは機業家に信用がない場合、商社としては安全な方法となる。また細部では、(1)の手形による支払いの場合、金利を計算しないこともあれば、金利は機業家負担となることもあるなど(後者の方が多いとされる)、この文献が示す「賃織」といってもそのあり方はかなり多様であった。さらに同書によれば、商社による原糸供給は、供給する方式と供給されない方式があり、主として原糸メーカーの特約店ではない商社が行う後者の取引形態も「商社賃織」としているように、「賃織」の概念をかなり広く採っている。

ここで注意すべきは、これは1950年代半ば過ぎ頃の福井県人絹織物業についての記述という

表8 松崎織物の収入加工料

(受託先数以外は、千円)

期	年度	主な受託先								受託先数	計
		立田機業場 (辰口町)	一村産業 (金沢市)	京都織物 (根上町)	伊藤忠 (金沢市)	東洋レーヨン (東京都)	旭化成 (東京都)	丸和織物 (羽咋郡)	東和織物 (石川郡)		
1	1948	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	49	140
3	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	51	7	-	-	-	-	-	-	-	4	23
5	52	70	146	4	-	-	-	-	-	5	612
6	53	25	36	43	210	-	-	-	-	8	496
7	54	20	2	26	525	-	-	-	-	7	787
8	55	-	18	-	-	4,962	-	-	-	4	5,056
9	56	-	-	-	-	13,879	-	-	-	6	14,473
10	57	-	-	66	-	9,420	-	-	-	6	10,312
11	58	-	-	-	-	9,771	2,051	-	-	5	12,156
12	59	-	574	-	-	15,781	3,239	-	-	3	19,594
13	60	-	23,296	-	-	-	-	1,209	553	4	25,197
14	61	-	20,401	-	-	-	-	354	198	3	20,954
15	62	-	15,159	-	-	-	-	1,894	1,414	5	18,915
16	63	-	22,215	-	-	-	-	244	691	4	23,324
17	64	-	34,622	-	-	-	-	1,957	-	2	36,580
18	65	-	10,552	-	-	-	-	-	-	1	10,552
19	66	-	789	-	-	-	-	-	-	3	1,400
20	67	-	23	-	-	141	-	-	-	5	798
21	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	69	-	33	-	-	-	-	-	-	3	437
23	70	-	-	-	-	-	-	-	3,262	3	3,382
24	71	-	-	-	-	-	-	-	-	4	15

(出所) 表1と同じ。

注：1) 「一村産業」：5期は「一村-倉敷レーヨン」とある。7期は撚糸受託。

2) 10期：倉敷レイヨン・帝国人絹からもわずかに賃織を受託している。また「その他」212千円があり、受託先不明。

3) 「主な受託先」：とくに注記しない限り織布受託。旭化成・伊藤忠以外は、4期以上の取引先のみ表示。

4) 「受託先件数」：受託先に「その他」があるため、実際はさらに若干多い場合あり。

点である。板倉勝高は、1969年の論文で、60年代末頃の福井と石川の機業の相違について、次のように記している。

「現在石川県では原則として賃加工であるのに対して、福井県では『売りの買い』が建前で賃織は合織になってからのものと考えられている。これは事実上は賃織関係であっても形式的には機屋の独立性がみとめられ、事実作業中の相場の変動に際して互に投機的に動くことができ、機業家も売上の妙味をもつことができる³³⁾。」

合織製織がさかんになるのは50年代末からであるが、これらの論述を踏まえると、上記の『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』の賃織に関する説明は、このような50年代の福井県における「事実上」の「賃織関係」のことであり、戦前石川県にも存在した「売りの買い」のことであり³⁴⁾。これに対して、戦後の石川県では、賃織とは原糸の前賃を受けてあらかじめ定められた工賃を受け取る「賃加工」であり、それは原糸購入と織物販売を形式的にも行うものではなく、また後述の松崎『営業報告書』(55年度)の記述をみても、賃織と糸買織物売は明確に区別されている³⁵⁾。そして石川県でも糸買織物売の決済は多様な方法がありえたのであり、松崎と一村との糸買織物売取引では、一貫して上記の「交互計算方式」だったとみられる。すなわ

表9 松崎織物の支払工料

(委託先数以外は、千円)

期	主な賃借委託先										その他の主な委託先			賃借			計									
	根上町					美川町					小松市			賃借												
	福田 知秀 (15)	犬丸 賢勝 (3)	助田 善太郎 (3)	長田 栄一 (6)	西行夫 栄一 (6)	田辺 賢治 (10)	池田 正次 (6)	新川繁 (5)	ほか計	山本 政雄	ほか計	小松市	賃借計	辰口町 (サイジング)	羽咋市 (サイジング)	大日織 物組合 (サイジ ング)		丸和織 物(サイ ジング)	根上 町	美川 町	小松 市	能美 郡 の他 計	その 他計	計		
2	1949	34			
3	50	190			
4	51	305			
5	52	781			
6	53	242	60	100	66	119	40	88	345	1,813	56	56	3,811	4,996				
7	54	496	292	218	157	139	11	-	52	1,630	102	2,533	5,533	9	-	153	2,686	13	9	2	1	2	34	4	38	
8	55	897	444	332	280	252	397	-	3,439	4,094	128	602	4,094	19	-	283	4,378	14	3	6	1	24	7	31	31	
9	56	819	490	362	391	233	1,546	373	3	5,935	235	1,971	14,392	7	-	206	14,599	25	6	5	4	4	5	48	48	
10	57	658	346	201	257	199	1,029	396	-	5,204	183	1,880	10,208	173	-	2,085	24,784	15	4	8	-	28	5	50	50	
11	58	284	245	299	407	215	1,098	835	275	6,676	301	11,023	22,302	1,133	-	3,839	26,463	11	4	10	4	30	7	53	53	
12	59	-	-	-	536	358	598	609	210	5,188	-	13,754	22,403	118	713	3,136	3,277	-	-	-	-	-	7	13	13	13
13	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	25	-	1,440	1,520	1	1	-	-	3	6	14	14	14
14	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	847	869	-	-	-	-	-	7	13	13	13
15	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	588	588	-	-	-	-	-	-	11	11	11
16	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,191	5,191	-	-	-	-	-	-	10	10	10
17	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,811	8,811	-	-	-	-	-	-	14	14	14
18	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,602	8,602	-	-	-	-	-	-	9	9	9
19	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,333	8,333	-	-	-	-	-	-	7	7	7
20	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,995	8,995	-	-	-	-	-	-	8	8	8
21	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,032	6,032	-	-	-	-	-	-	7	7	7
22	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,402	3,402	-	-	-	-	-	-	2	2	2
23	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,195	1,195	-	-	-	-	-	-	2	2	2
24	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	956	956	-	-	-	-	-	-	2	2	2

(出所) 表1と同じ。

注: 1) 1期は委託工料なし、2~4期は内訳等不明、5期の賃借額と賃借委託先数は4月分委託工料未払額、16期以降は賃借なし。

2) 委託先は主たる委託先のみ、賃借は6期以上委託者のみ表示、賃借以外の委託は、サイジング・糸染・燃糸などの委託。

3) 委託工賃支払額なので、「-」でも、実際は委託加工して未払金として翌年度支払いの可能性もありうる、16期丸和織物は前期振替取消分があるためマイナス。

4) 委託先数「計」は、資料に「その他」として一括されている件数を含む、たとえば10期は、26件+「その他14件」で、計40件、したがって、たとえば13期に賃借が皆無だったわけではないと推定。

5) 委託先の市町村名は1956年合併後の自治体名、賃借委託先名の()は1952年の織機台数(『石川県工業年鑑』1952年版)、賃借委託先は、ほとんどが1950年創業。

ち、表3のように、「負債」に「一村勘定（買掛金）」が表4の「売上高」「仕入高」と概ねパラレルにあり、かつ「資産」の「受取手形」は一村の振り出したものはまったくなかった³⁶。さらに松崎『営業報告書』には、多くの年度で「一村勘定」（または「買掛金」「買掛勘定」）の欄に、「一村産業交互計算尻」などと明記されている。

以下、本稿でも賃織とは、原則として、通常、研究史において賃織と理解されており、また石川県ないし松崎『営業報告書』の記す、原糸前貸の賃織・賃加工の意味で使う。

これに対して、前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料（二）』の「商社賃織」、すなわち糸買織物売の場合、購入原糸は当然機業側の所有物となり、購入原糸について通常いわれる賃織の場合のように管理や転売等について干渉されることはないし、受注織物の原料調達先や購入原糸による生産織物の販売先も契約で取り決めがなければ自由度があるはずである³⁷。実際、松崎の場合でも、表6のように、原料仕入先と製品販売先はいずれも量的には大半が一村産業とはいえ、一村以外の取引先も軒数としては少なくないし、取引量に占める一村の比重も、65年度以降の合織の糸買織物売の場合より概してやや低い。前記53年度『営業報告書』の、「貸倒」がなかったというのも、一村以外の、原糸購入先ではなかった織物販売先から受け取った手形が不渡りにならなかったという意味であろう。そして後述のように、松崎は合織に転換していた65年度にはそれまで主要な取引形態であった一村からの賃織受託の工賃を大幅に削減させられたため、以降ほぼ全面的に一村との糸買織物売方式の取引に転換している。これは糸買織物売方式は自己採算のもとで売買先や売買時期の選択の自由度を増やし、それによって原糸・織物価格の変動リスクをある程度自ら引き受けるものであり、松崎は65年度以降、賃織工賃以上の利鞘獲得を試みようとしたものと思われる。このような糸買織物売方式の取引は、たんに特定の原糸供給者との直近の製織のための単純な原糸織物受け渡し以上の原糸織物売買を必要とし、かつ価格変動リスクをある程度自ら引き受けるため、零細機業家では困難であり、事実、聞き取りによれば、「力のある機屋」「資金力のある機屋」が行ったという。そして原糸供給・製織発注側も同様に、多少の利鞘を獲得できる可能性をもつものであったが、これは石川県では商社と機業家との間でのみで行われ、原糸メーカーと機業家の間では行わなかったという³⁸。さらに出目は賃織の場合は商社が所有権をもつはずだが、糸買織物売方式では機業家の所有になるから、製織を効率化させるインセンティブが生じ、この点でも機業側に賃織にない利益を生む可能性があった。この点につき、板倉前掲論文によれば、福井県の「売りと買い」の場合は、「機屋が現物の出目をとり、織物にして別の商社に売ってしまう」が、石川県の賃加工の機屋は「そのような行為は不可能」で、出目で得られた利益は商社側が管理したという³⁹。

こうして、賃織受託の比重がまだ小さい時期である54年度の『営業報告書』には、同期の営業状況について、

「〔不況で〕当社亦11月12月に及ぶまで実に100円—130円（29吋平人絹織物標準）の低工賃下に喘ぎ喘ぎの操業を余儀なくされこの間赤字の増大を防ぐために縞織物細番手織物等若

干高工賃のものを受注，消化することに懸命の努力を傾けつづけたのであります。年明け頃より工費漸次上向し170円—220円の線を見るに至って漸く愁眉を開き期末までにはこの赤字を克服することを得。手持ち保有糸の値下り損（前期末評価額糸絹糸230円スフ糸150円生糸16円 当期末評価額全190円125円13円8〔80銭〕）をカバーし……些少なから黒字の決算を組むことが出来た……」（〔 〕内および傍点は引用者，以下同様）

と記しており、「手持ち保有糸の値下り損」とあるように、松崎にはやはり原糸買付後の価格変動リスクがあったことが明らかである⁴⁰。

ただし、松崎の一村との糸買織物売取引は、賃織と同様に、長期的取引すなわち系列取引という点ではまったく同じであり⁴¹、石川産地の継続的な賃織にみられた特徴を同様にもっていた。57年頃には、石川県の機業の約6割は商社系列下にあり（後掲表10）、直接原糸メーカーの系列下にあったものを含めると、系列化率は80～85%に上ると推定されている⁴²。そして56年以降人絹業界の不況のため北陸産地では同盟休機や操短が連年行われたが、石川県では同盟休機に際し商社が系列機業に1日1台100円の補償を払ったという⁴³。松崎の場合、57年度に一村から「操短休機補償」63,400円を受け取っており、当時松崎は96台の力織機を保有していたから、1週間の休機という計算になる。この年度も松崎は一村から賃織受託をしていないが、ここからも一村との糸買織物売取引が、商社専属的な石川県の賃織に近い性格をもっていたことがわかる⁴⁴。

もっともこの時期は1960年代に比して、原糸仕入先・織物販売先ともに多数の商社と取引しており（表6）、多方面の思惑売買により利鞘獲得に積極的だったようである。そして54年度には、「〔市場環境などからみて〕逐次高級番手もの化織短繊維製品に移行する方針の下に諸般の研究を重ね体勢を整へつゝある次第であります」とあり、生産品目の決定についても、基本的には主要取引先の一村と協議しつつも、後の時期と比較してある程度主体性をもった経営だったように思われる⁴⁵。

さらに56年度には一村産業から22万円の「工費値増リベート」を得ている⁴⁶。この年度には一村からの賃織受託は行っておらず、この「工費値増リベート」は一村との糸買織物売取引に基づくリベート、すなわち織物の市場価格の変動により、当初の契約価格から上積みした金額を受け取ったものであろう。この頃、福井の商社が輸出商社などからの受注生産を主としていたのに対して、一村のような石川県の産元商社は見込生産を主としており⁴⁷、この時期に折からの好況で織物市場価格が上昇し、一村は優良系列機業家の確保のために値増リベートを支払ったものと思われる。さらに、表4の「支出」の「値引勘定」は主として不良品のために値引を強いられた額であろうが、他方、この「値引勘定」の中にも一村からの値増が含まれていることが判明する期もある⁴⁸。この値増も、あるいは不良品皆無の報奨金だったかもしれないが、いずれにしても、少なくとも一村との取引においては市場価格の変動に柔軟に対処して契約価格の修正を行っていたことはまちがいない。これは、昭和戦前期に松崎機業場と一村商事などとの取引において

「解合」を慣行として原糸・織物の市場価格の変動に柔軟に対処・妥協しあったと推定されるものを系譜としているようにも考えられる⁴⁹。ただし、賃織の場合も、そして一村以外との取引の場合でも、「値増リベート」は存在しており、たとえば松崎は58年度以降旭化成から賃織を受託したが、同年度に同社から38,000円の「賃織リベート」を受け取っているし、59・60年度も同様であった⁵⁰。いずれも優良賃織業者獲得のための事後的工賃値上げであろう。

さて松崎は59年度を最後として基本的に人絹織物生産を中止し、翌60年度から一挙に合繊織物生産に転換した（その事情は後述）。59年度は岩戸景気で一般に好況だったにもかかわらず、松崎は欠損を蒙った。その要因は同年度『営業報告書』に次のように記されている。

第1に、東レからの賃織受託に関して、工費単価引き上げが一般市中織物に対して数ヶ月のズレがあった。第2に、58年度から導入したトリコット部門は技術不足で今期末まで本格的操業に入りえず、その間の金利・償却費等がそのまま損失になった。第3に、合繊工場建設に着工し、借入金利払い、養成労務者の募集費・人件費などがそのまま負担になった。第4に、外注下機部門（親機賃織）を廃止したが、その際の売れ残り品の処分、累積したクレームの損害⁵¹、下機整理に伴う諸損失。第5に、在庫・仕掛原料の値下がり損。第6に、工場管理の不十分不徹底による低能率。

この年度の赤字幅はそれまでで最大だったためもあって、多くの損失要因があげられているが、主に生産品種と方法の転換に伴う諸経費とみなせる。そして、列挙された要因のうち、第1の点、第4の売れ残り品の処分、第5の点などから、商社のみならず松崎自身も見込み生産をある程度行って時価で販売していた可能性が窺える。ここからも糸買織物売といっても、多様な形態があったものと思われる。

(2) 賃織受託の増加

松崎は糸買織物売を主体としながら、商社さらに原糸メーカーから賃織を受託した。51・52年から近隣の立田機業場や一村産業のもとで小規模な賃織を行ったが、続いて53・54年に伊藤忠から委託を受けて、これも小規模な賃織を行い、さらに55年から59年まで東レから比較的規模の大きい量を受託した。57年は加えて倉レ・帝人からわずかに賃織を受託し、58・59年には旭化成からも受託した（表8）。

この頃、賃織が拡大していくのは、人絹織物業の一般的傾向であった。すなわち、戦前の人絹糸メーカーは、機業家への糸販売は商社に任せていたが、戦後は1950年頃に統制が解除されて市場経済に復帰し、一旦は戦前の商社を介した人絹糸取引システムが復活したものの、1951年の朝鮮戦争反動不況下に人絹糸価が暴落し、県内商社や機業家が大打撃を蒙ったことが契機となって、52年以降原糸メーカーの下での賃織が拡大していったのである⁵²。ただし朝鮮戦争後の人絹糸の賃織は、その後本格化する合繊糸の賃織と異なって、必ずしも発注側と受注側の長期的・継続的取引ではなかったし、原糸メーカーと機業家の間に商社が介在することが多かった。

これは、人絹糸がすでに1930年代から人絹取引所が設立されるほど標準化された商品になっていたことが重要な要因であり、一般には原糸メーカーと機業家との直接の長期継続取引に帰結するほど特殊な商品ではなかったのである⁵³。松崎の場合も、このような一般的傾向と同様に、主力の東レとの取引が5年継続したことを除けば、伊藤忠や旭化成などの商社・原糸メーカーからの賃織受注はせいぜい2年程度で終了している点が注目される。

ところで、よく知られているように、一般に賃織委託には、織元と賃織業者の間のエージェンシー関係のもとで、賃織業者による原料詐取・流用などのモラルハザードが生じる恐れがあり、委託側はこれをいかに抑止するかが問題となる。この点は、のちの合織糸とは異なって、人絹糸が標準化された商品になっていただけに、第二次大戦後の化繊織物業においても同様だった。これに関して、松崎と伊藤忠との賃織契約書が残されており（後掲資料1）、それを見ると、じつに詳細な事項が規定されており、後述の松崎と零細機業場との賃織の誓約書に比して、きわめて完備された契約書である。この契約書の形式と内容を検討すると、以下のようである。

最初の行の「松崎織物株式会社」は、本来は空欄になっており、この契約書は、伊藤忠の賃織契約書のひな形である。また第2条などからは、原糸前貸によって、賃織業者との間でさまざまなトラブルが起きていたことを窺わせる。第3条はその場合の保証金をあらかじめ差し出させる条項であり、原糸引渡し時の原糸時価相当の約束手形を賃織業者が織元に振り出し、委託製品納入まで織元が保有することとしている。第4条は、発注側がいつでも立ち入り検査できるとするものである。第5条は、製品不良と納期遅延の場合の損害賠償について。第6条は製品納入の際の加工賃支払、保証金返還について。第7条は、発注側が承認していない賃織業者の再委託の禁止。第8条は、賃織業者に委託原糸と製品に保険を掛けさせ、受取人を発注側とさせること。第9条は、賃織は1年契約であるが、賃織業者の破産や「経済事情の変動」などの場合、発注側が契約を解除できるとしており、賃織業者の破産の場合はともかく、伊藤忠側にきわめて有利な条件が盛り込まれている。第10条は、原糸引渡し後、両者協議のうえで、賃織契約を、「糸売織物買契約に変更することが出来る」としている。ここでも賃織契約と糸売織物買契約は明確に区別されており、その場合、糸代金は、第3条で規定されている約束手形で充当するとされている。糸売織物買契約に変更されると、機業家は伊藤忠以外から調達した原糸による製品を納入できることになり、価格差による多少の利鞘を追求できるわけであり、発注側も同様である。第11条は「同時履行の抗弁権及び留置権」の規定であるが、要するに発注側の請求権の行使に対抗して、機業側が発注側の債務の履行がなされるまで、自らの債務の履行を拒みうる権利を行使したり、預かっている原糸を留置する権利を行使することはできないというものである。これも賃織業者側に著しく不利な条項といふべきであろう。

この賃織契約書により、この頃の賃織の実態がある程度窺われるとともに、発注側がきわめて強い立場で、機業側からいかなる損害も蒙らないように厳しく規定されている点の特徴である。

福井県の人絹織物業でも、この頃広がっていった原糸メーカーや商社の下での賃織に際して、

同様な賃織契約がなされたようである。すなわち前掲『福井県史』には、

「契約成立のさいには、機業による原糸・織物の不正使用、転売、投機的取引が禁止されるとともに、指定機械の変更、出目糸の処分なども禁じられた。そしてこれらを防止するために機業は機械、工場建物等の担保物件の提供を求められることが常であった⁵⁴。」

とある。松崎の伊藤忠との賃織取引が2年だけで中止した直接の理由は不明であるが、機業側に厳しい契約条項の下で、松崎側が取引継続を望まなかった可能性もある。

次いで55年から松崎は、伊藤忠に代わって東洋レーヨンの下での人絹織物の賃織をかなり本格的に開始し、それは59年まで続いた。松崎と東レとの関係を取り持ったのはやはり一村であろう。一村は、この頃東レと密接な関係にあった⁵⁵。以後、松崎も東レとの関係が一段と深まっていた。55年度の松崎の『営業報告書』には、

「本年は当社に取つては、製織品種並に取引形態に一大転換を遂げた年であつた。即ち製品面では細番手撚糸使ひ高級織物への転換であり、取引面では従来の売買一本の取引形態から東洋レーヨン株式会社の連繫工場としての賃織形態系列化である。……〔撚糸工場の建設等設備投資を行うとともに〕高級織物製織のために必要とされる従業員の精神の切替、技術の訓練等有形無形の長期に亘る管理上の困難を切り抜けねばならなかつた……幸にして逐次品質、能率二つながら向上し期末3、4月には東レ系列の同一品種製織工場10余工場中で品質第一位を占めるに至り……」

とあり、松崎はそれまでの一村との糸買織物売の取引を「従来の売買一本の取引形態」と表現しているが、東レの下での賃織開始はたんなる取引形態の変更ではなく、高級品製織を目的としており、そのために、設備投資、労働者の技能養成等、生産のあり方の大きな変更を必要とした。東レとしても松崎のような優良機業を確保し、高級品の委託生産をめざしたものと思われる。その点では、レーヨンではあれ、東レと松崎の相互依存性は強まり、それゆえ松崎が60年に合織に転換するまでやや長期にこの賃織関係が継続したといえる。ただし、高級品生産のための相互依存性が強まったといっても、松崎にしか生産できなかったものではなく、適切な指示・指導の下で、既存の零細機業場でも生産可能なものであったことも注意しておく必要がある。前述のように東レからの受託の一部は松崎傘下の零細機業場に賃織委託しているのである。いずれにせよ、これによって松崎の経営の安定化、収益向上につながったことは、翌56年度の『営業報告書』によっても明らかである。すなわち、

「然しながら当社は前期〔55年度〕央より東洋レーヨン(株)の賃織系列下にありまして当期中も季節的に若干の品種転換もあり、……〔東レからの〕賃織工賃の低下も少く、品質的には検査成績は絶えず同系〔東レの系列〕工場中での上位を維持することができました。営業成績も従つて躍進したのでありまして……」

とある。

この時期において石川県では、伊藤忠・蝶理などの県外商社は進出してみたものの、顕著な成

表 10 石川県人絹織物業の商社別推定系列織機台数 (1957 年)

商 社		系列機台
地場特約店	岸商事	5,000
	一村産業	4,000
	西川商店	3,500
	新名商店	3,000
	安川商店	1,500
	金沢旭商店	1,000
	計	18,000
県外特約店	蝶理支店	2,000
	伊藤忠支店	1,700
	田附出張所	800
	江商支店	400
	丸紅福井支店	300
	東棉出張所	300
	計	5,500
総 計		23,500

(出所) 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』172 頁.

注: 1) 特約店とは, 原糸メーカーの特約店.

2) 登録機台は 4 万台.

功は収められず, 傘下の機業家はさほど多くならなかったのであり (表 10), 代わって東レや日本レイヨン, 旭化成, 帝人などの原糸メーカーが産元商社傘下の機業との系列関係を深めていった⁵⁶。松崎と伊藤忠の取引が短期で頓挫し, 代わって東レとの取引が拡大していく過程は, 同県における県外商社進出挫折と東レなどの原糸メーカーによる系列化の典型例といってよい。

もっとも賃織受託も当然ながら不況期は受注減と工賃低下で営業成績に悪影響を及ぼした。なべ底不況の 57 年度は, 「不況—採算割れ—出血生産は恒常化し……長年に亘り系列下にある東洋レーヨン(株)から^{ママ}わ, 賃織品の数量圧縮, 加工料引下げを余儀なくされた」と『営業報告書』に記載されている。ただし東レから賃織を受託していなかったら, もっと苦境に陥った可能性もあろう。

1956 年の石川県繊維課による県下機業場の賃織率調査は, 賃織率 100% の軒数が調査工場のうち 8 割, 賃織率 70% 以上の軒数を含めると 85% を占めるという高い賃織比率を示しており⁵⁷, 松崎も糸買織物売を含めると, そうした賃織比率の高い, 商社・原糸メーカーの下請工場の一つであった。とはいえ, 松崎は少なくともこの時期には, 東レや一村のみならず, さまざまな原糸メーカーや商社からの賃織受託を試みており, 依然一村は大株主だったとはいえ, 社長松崎茂夫らによるそれなりの経営の自主性があったともと思われる。

(3) 賃織委託の増加

戦前の松崎は他へほとんど賃織委託を行わなかったが, 52 年度末から出機工場への賃織委託(親機賃織)を始めた。『営業報告書』第 6 期によれば, 53 年 1 月から一村産業の支援により「当地区信用ある小工場に対し『出機』を漸次増加して目下月産 3000 疋を目標に生産取引体制を整へつゝあり」, このため原料製品倉庫, 附属検査荷造場を建設し, 「中企業体として一応の整

備」をしたという。出機工場は、根上町およびその近隣にあるきわめて零細な機業場であり（表9）、ほとんどは1949年または50年創業の、とくに朝鮮戦争特需景気によって叢生した新興機業場であった⁵⁸。松崎は、53年度に半木製織機の入れ替えを行い（表1）、一時的に自工場生産量を落とさざるを得ない時期があったが、同年は「投資景気」「消費景気」といわれた景気の拡張期であり、生産を拡大する好機だった。こうして53年度に賃織委託を大幅に拡大したのを契機に、以降59年まで大規模にそれを行った。そして53年と、短い不況を挟んで神武景気・岩戸景気の56年から59年までは、賃織委託量は自工場生産量を大幅に上回った（表7）。松崎は、53年そして56年以降、一村や東レなどからの急増した受注量を下請けに出すことで対応したのである。

これらの出機工場は、上記のように一村の紹介によるものであった。一村は原糸供給者の立場から、零細機業場の動向も把握していた。しかし自ら零細機業場に賃織委託するより、現地付近で操業する中規模機業の松崎による親機賃織の方が効率的だったのかもしれない。また新素材ではない戦前以来の標準化された人絹糸の製織においては、高級品製織であっても零細機業への委託が可能であった。新興の機業場といっても、戦前に自身や先代などによる機業経営ないし機業場勤務の経験がある者も少なくなかったはずである。そして60年から新たな技術を要する合織に転換することによって、松崎の零細機業場への賃織委託は終了した。人絹の場合は、李のいう組織能力については、松崎の周辺新興零細機業場に対する比較優位性はあまりなかったのである⁵⁹。

もっとも、前述の59年度の欠損要因にも記されているように、松崎の賃織委託にもいくつかの問題があったようである。1958年末～59年初頭にかけて、賃織委託先の小松市の某との金銭返済をめぐるトラブルの書簡が残されている⁶⁰。さらに前述のようにエージェントたる賃織業者のモラルハザードを抑止する必要があった。その策として、委託者たる松崎も、零細賃織業者に、貸与した原糸その他についての管理に万全を期すよう「誓約書」を提出させていた（後掲資料2～5）。これをみると、原糸借用相等額の手形を差し出させる場合もあり（資料5）、さらに賃織業者が原糸を他に流用することなどが行われていたことを窺わせるものもある（資料4・5）。ただしこの「誓約書」は、前述の松崎が伊藤忠から賃織委託を受けた際の契約書（資料1）よりはるかに簡略なものであった。そもそも個々の零細賃織業者への委託量も多くないうえに、近隣の顔なじみの関係では、最初から管理の不十分さや不正を疑うような誓約書等の提出は要求しにくく、したがって親機賃織の場合にこのような誓約書を取り交わすことは多くなかったといわれるが⁶¹、それは不正等がなかったことを意味するのではなく、松崎は厳しく対処したのである。

また賃織委託を行うことは、商社・原糸メーカーなどと同様、松崎が価格変動リスクを引き受けることになる。56年度の『営業報告書』には、次のように同期の親機賃織は収益がほとんどなかったという。

「12月頃より急激に不況の度甚しく、傘下機業中にも転廃業するもの続出し、今尚前途暗澹

たる有様であります。従つて従来続けて来た下請外註事業の面では後半期はむしろ親機屋としての犠牲面が強く、当期間を通じ殆どこれによる収益は見る事が出来ませんでした。(保有糸の値下り損だけでも前期末に比しレーヨン糸 230 円—175 円, スフ糸 150 円—110 円)』

傘下機業に転廃業が続出した一因は松崎からの工賃低下だったかもしれないが、下請外注用の保有糸の値下がりによって、松崎が犠牲を払わざるを得なかったという。もっともこの年度は、前述のように神武景気の前年度から東レの賃織を比較的大規模に受託していたため、収益を上げていた。

(4) 資金調達

松崎は、50 年度に続いて 51 年度にも若干の織機増設を行い、53 年度には半木製織機の入替、さらに 54・55 年度にかけて設備増設を行った (表 1, 表 3)。このため 54 年度に 840 万円に増資したが、長期借入金は、53 年に商工中金、55 年以降は中小企業金融公庫 (1953 年設立) からと、中小企業専門の政策金融機関からの比重が大きくなり、短期借入金も北国銀行に加えて 53 年以降は信用金庫から借り入れるようになった (表 5)。一般に金融市場においては 52 年頃から中小企業向け貸出が増えていったが、松崎の場合はそうした一般的傾向をよく反映している。こうして同社では 54 年度の増資を契機に松崎親子以外の役員からの借入はなくなった。

商工中金からの借入については、同金庫との「工場抵当金銭消費貸借契約公正証書」が残されており⁶²、それらよると、53 年 9 月に機械購入資金として 100 万円を借り入れている。商工中金の貸出対象は、中小企業等協同組合法による組合やその構成員などに限定されており、松崎織物は根上織物工業協同組合の構成員だったから借入可能だったが、商工中金の貸出は運転資金などの短期貸出が多かった。また国民金融公庫からの借入はなかったが、同金庫の 1 件あたりの貸付額は少額であり、松崎が同公庫の融資先としては規模がやや大きかったためであろう⁶³。1955 年頃には中小企業への金融も緩和し、同年以降、松崎は、中小企業の比較的上層を融資先とし、設備資金など長期資金の貸付を目的とする中小企業金融公庫から長期借入金を調達したのである⁶⁴。

さらに 1959 年には、東洋レーヨンから 2 千万円の長期資金を借り入れている。これは翌年から操業させる合織織物工場の建設のためである。合織用織機については、60 年 4~5 月に 48 台を、1 台 20 万 3 千円、計 974 万 4 千円で、津田駒工業会社から新規に導入した⁶⁵。東レからの借入に際しては、一村産業が連帯保証人となっている⁶⁶。「契約書」には、「乙〔松崎織物〕は毎決算期毎に営業報告書、貸借対照表および損益計算書を甲〔東洋レーヨン〕に差し出し、その他事業経営状況につき、つねに甲と連絡を密にする」などとあり、東レとしては当然のことながら多額の貸出先のモニタリングを行うほか、後述のような一村を介した松崎との長期的な取引をめざしたことは明らかである。

(5) 経営成果

設立初年度は、赤字を示したものの、朝鮮戦争が勃発した50年度はやはり大きな利益を上げている。しかし朝鮮戦争反動恐慌の翌年は、損失は被らなかつたものの利益は激減し、以降、好況期の53年に生産を拡大して増益を示したのを別とすれば、しばらく業績は低迷した⁶⁷。その後、神武景気の55～56年度に利益を増大させ、57年には再度大幅減益と浮沈の激しい景況を示している。しかし59年度に初年度以来の欠損を出すまでは、なんとか黒字を計上させていた。

また54年度の増資により、それまで一村産業が筆頭株主だったのに対して、松崎清作・茂夫父子を合わせると一村を上回る株数となり、さらに58年4月以降は、松崎茂夫が筆頭株主となった(表2)。

3 人絹織物から合繊織物へ—1960～71年—

(1) 賃織受託の動向

合繊長繊維の代表はナイロンとポリエステルであるが、ナイロンは日本では最初に東レが1951年にデュポン社から技術導入を行い、ポリエステルは帝人と東レが1957年にイギリスのICI社から共同で技術導入を行って、本格的生産を開始した。以後も東レと帝人、とりわけ前者が合繊系生産をリードした。そして合繊長繊維の原糸メーカーは織物業者・染色業者等へ賃加工を委託し、かつそれはレーヨン長繊維の場合より長期継続的取引を行うことが特徴的であった。従来これは系列化、系列システム、あるいはPT(Production Team)システムと呼ばれてきた。実際、東レなどの原糸メーカーは、長期賃加工取引先を、PTないしプロダクションチーム・メンバー企業と呼んできた⁶⁸。そして戦前以来松崎と密接な関係を継続し、戦後は大株主にもなった一村は、業界が化繊から合繊へと転換するに及んで、東レとの取引が大半となり、一村産業自体が東レの有力PTになった⁶⁹。そして、すでに1950年代後半のレーヨン製織において東レから長期的に賃織を受注していた、一村系機業の松崎も1960年以降一村経由で東レの合繊糸を製織することとなった。表4・表7・表8などから明らかなように、60～64年の合繊製織は、糸買織物売取引はきわめて少なく、一村の下での賃織が大部分を占めていたのである。

まずそれまでの東レの下でのレーヨン賃織が中止された事情については、61年度の『営業報告書』に、次のような記載がある。

「系列の東洋レーヨン(株)には期初より漸次レーヨン部門を縮小し、10月を以て人絹織物の発注を全面的に停止した。長くその東レ系列下に安住して来た当社にとっては最大の痛手であった。」

東レからの賃織受託は『営業報告書』の「収入加工料」を見る限り59年度で終わっているが、61年度「収入加工料」の一村産業の箇所に、「東洋レーヨン糸賃織停止報償金」50万円の記載がある。このあたりの詳細は不明だが、いずれにせよ、松崎側からではなく東レ側から発注を停止したのである。そして合繊への転換も、松崎の合繊設備投資資金を東レが貸し付けている点から

見ても、東レ主導によるものだった。東レは、50年代後半以降、長引くレーヨン不況に対して、レーヨン事業を縮小させ、レーヨン糸製織委託先のうち合織織機に転換させた残りは、1963年3月で発注を打ち切った⁷⁰。

長期的賃加工システムは、取引の内部化と同様に、受注側に市場競争圧力が緩和されて効率化のインセンティブの欠如ないしモラルハザードが生じやすい⁷¹。松崎にとっても、長く「東レ系列下」の人絹製織に「安住した来た」中で、全面的な合織への転換を迫られたことは厳しいものと感じられたのである。他方、原糸メーカー東レとしては、新素材たる合織製織技術開発のための加工部門との協力、加工部門への技術指導が必要となり、合織生産の当初から、加工部門の系列化、長期賃加工システムが必然化した。前述のように一村は合織への転換により東レのPTとなり、松崎も、人絹主体の1950年代末まで一村からの仕入がほとんどではあったものの、60年の合織への転換以後は、賃織を含めて以前にも増して一村からの原糸供給に依存するようになった(表6)⁷²。

しかし結果として、合織転換後の松崎の営業成績は芳しいものではなかった。まず初年度の60年は、大きな赤字ではなかったが、『営業報告書』は、欠損の一因として、長繊維織物業界の景況悪化による委託加工料の「全面的切下」を挙げている。続く61年も、諸経費・労賃高騰に対して織工賃はむしろ低下の傾向と指摘しており、その後も60年代前半は工賃低下で苦しんだ。63年からは、東レ・帝人などの合織先発メーカーに対して、後発メーカーがナイロン・ポリエステル急速な設備投資を行って、合織生産が急増し(合織ラッシュ)、他方、需要の伸びは鈍化して、過当競争に陥った。東レも苦境に陥り⁷³、松崎は「下請加工賃の採算を度外視した低下」⁷⁴を受容せざるをえなかったのである。

(2) 糸買織物売の取引

後発原糸メーカーの合織糸生産開始などによる原糸メーカー間の競争が激化するとともに、合織糸の改良や技術普及により、定番品ならば絹製織機業でも合織製織が可能になり、零細機業にも合織製織が普及していった。さらに原糸メーカー間の競争激化により、東レなどの原糸メーカーは、機業への設備投資資金貸付なども行う長期賃加工システム(PTシステム)の維持経費も負担となった。このような条件変化は、全体として原糸メーカーに、当初の長期賃加工システムの縮小、糸売放ちの拡大に向かわせた。競争によりPTシステムが容易に拡大できないために、自らの原糸増産分は糸売で消化せざるをえないし、技術の改善と普及により、機業への技術指導を行い費用が高むPTシステムは、必要度が低下したのである。こうして1965年のナイロン不況に際して、東レが加工賃の大幅引下げに加えて一村産業への賃加工発注を大幅に減少させると、一村は、賃加工受託戦略を変更して、自主販売戦略に転換した(一村のコンバーター化)⁷⁵。

すでに合織糸の買手市場化を背景に1962年にはナイロン・ポリエステルの建値制が廃止さ

表 11 松崎織物のメーカー別仕入原糸

(千円)

年度	東洋レーヨン		鐘淵紡績		日本レイヨン		日空アセテート		その他		その他企業名	金額計
	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額		
1965	ナイロン・テトロン	76,131	—	—	—	—	ミナロン	4,465	スフ糸	268	三菱レイヨン	80,864
66	〃	87,215	—	—	—	—	—	—	混紡糸	4,434	大和紡・丸一紡	91,649
67	〃	99,619	ナイロン	3,891	ナイロン	44	—	—	—	—	—	103,555
68	〃	98,261	—	—	—	—	—	—	綿糸	196	東洋紡	98,457

(出所) 表 1 と同じ。

注：ミナロンは人絹糸。1965年の東レは、混紡糸 2,454 千円を含む。丸一紡は一村産業直営企業。

れ、東レの販売価格も変動しかつ低下していった。一村は自己採算の定番品量産により、東レの下での賃加工依存体制を脱しようとした。李の指摘のように、一村は「加工賃だけでは収益を確保することができなかつたから」であり⁷⁶、価格変動を利用した利鞘追求をめざしたのである。

松崎も、この頃一村と似た立場にあった。加工賃の低下の上に、賃金・諸物価上昇等もあり、収益を確保できなくなっていた。そして1965年のナイロン不況を契機に、松崎は翌年から賃織受注をほぼ廃止し、一村との糸買織物売取引に転換した。一村・松崎ともに、多少の利鞘を追求できる糸売織物買・糸買織物売取引を選択し、工賃低下を少しでも補おうとしたのである。65年度の松崎『営業報告書』の記載データを詳しくみると、それまでは製品の品種によって賃織と糸買織物売に分けて取引していたが、同年にはナイロンタフタのまったく同一品種を賃織と糸買織物売の両方で取引しており、思惑的な利鞘稼ぎが本格化したようにみえる。ただし一村が、東レ以外のメーカーから原糸を購入して独立的な経営をめざしたのに対して⁷⁷、松崎のこの時期の取引先数や、取引量に占める一村の比重の高さを見ると(表6)、原糸・織物ともにほぼ一村との取引に限られており、松崎は人絹の場合よりはるかに取引の自由度を失っていたように思われる。それは、おそらく人絹より商品が標準化されていなかったためであろう。そして松崎の仕入原糸は、なおほとんどが東レの生産糸であり(表11)、それまでと同様に一村が東レから受注した賃加工の下請けを引き受けていたと思われる⁷⁸。

(3) 賃織委託の中止

松崎は、60年度の合繊転換以降、加工委託は織布ではなく、サイジング等の準備工程がほとんどとなり、賃織に出すことはほぼなくなった(表7)。賃織委託がほとんどなくなったのは、なによりも合繊という新素材繊維の製織のために、機業家が新たな設備・技術を設置・習得する必要があったこと、さらに当初合繊糸供給が不足していたことによる。61年度の松崎『営業報告書』にも、合繊への転換は、「外的には合繊糸の供給不足のため、内的には既存設備の改造意の如く進まず」と記され、この時期のとくに初期には合繊織物製織は零細機業では困難だったことが窺える。その後も、工賃低下により松崎が零細機業へ委託に出すメリットもなくなったのであろう。

(4) 資金調達

前述のように、松崎の合繊転換設備投資は東レから2,200万円もの融資を受けて行われた。またこの時期も長期借入金には、商工中金・中小企業金融公庫・石川県近代化資金など、政策金融の比重が大きい。金利水準をみると、62年度のデータでは、長期借入金については、松崎茂夫2.2銭（日歩）、東レ2.3銭、中小企業金融公庫2.47銭（年9%）、商工中金2.53銭（年9.25%）となっており、社長とともに東レからの融資は相対的に低い⁷⁹。これは合繊糸の初期には、原糸メーカーが普及をはかるため、犠牲を払って機業側に合繊製織のインセンティブを与えようとしたものであろう。

また61年以降の松崎茂夫の同社への資金貸付額は（とくに67年以降は1千万円を超えている）、同人が小資産家でもあることを示している。これは戦後直後は超インフレもあって、自宅・工場敷地などの不動産以外の資産はあまりなかったと推定されるものの、その後の機業経営により蓄積したものであろう。

63年の石川県からの「近代化資金」借入の理由は同年の火災（後述）のため、合繊用織機を更新したものである。石川県は、1952年に「中小企業設備近代化準備制度要綱」を定めて、中小企業設備近代化のための融資を行っていたが⁸⁰、54年度から国が都道府県に貸付を行い、各都道府県を通じて中小企業に貸付を行う事業が制度化し、さらに56年には各都道府県がこのための特別会計を創設して国からの補助のもとで中小企業への近代化資金貸付を行う制度となった⁸¹。これに基づいて石川県でも54年から繊維産業を中心とした中小企業への設備近代化資金の融資が始められ、56年に「中小企業近代化資金貸付金特別会計」が設置された⁸²。松崎の63年の石川県からの借入の際には、設備資金の半額を自己負担する必要がある、これは松崎茂夫からの借入を増やすことで賄ったとみられる（表5）。

さらに、64年度からの全信連（全国信用金庫連合会、現信金中央金庫）については、同連合会が57年に金沢支所を開設し、中小企業や個人に対する貸出を行っており⁸³、また下記のように松崎織物は信用金庫の会員になっていたから、これを利用して同支所から借入したはずである。

65年の鶴来信用金庫からの長期借入金2,200万円の借入理由も説明する必要がある。これは設備投資ではない。同年の不況により松崎はそれまでで最大の欠損を被り、それに伴うものでもあったが、他の金融機関との借換えのほか、この年から貸織を大幅に縮小して、見込商売を開始するためのものだったと思われる。実際、65年6月10日には、鶴来信用金庫からの借入のための取締役会を開催しており、運転資金のために1千万円を限度として「手形取引」で借り入れることを決めている⁸⁴。同金庫根上支店は53年に開設され⁸⁵、その年度から松崎織物は根上支店から短期借入を行っていたが（表5）、松崎織物は59年度に鶴来信用金庫へ出資し、松崎茂夫は62年4月から同信用金庫の監事に就いていた⁸⁶。したがってこの多額の長期借入は「関係融資」であった。しかし表4にも明らかなように、同信用金庫および北国銀行からの借入の金利負担が

大きく経営に押し掛かっており、業績が好転しないまま、廃業を決断する大きな要因となった。

(5) 経営成果と転業

松崎の営業成績をみると、59年以降ほぼ欠損が続いている（表3～4）。とくに63年以降欠損額が大きくなっている。この要因について、同社『営業報告書』は、種々説明している。前述した委託加工料の低下や糸買織物売の実質的な工賃低下に対する、60年頃からの賃金上昇・諸物価高騰による経費増大が頻繁に指摘されている⁸⁷。さらに60年度は、労働行政強化に伴う一部制の場合の9時間から完全8時間操業実施による生産高減少、62年度は「三八豪雪」（昭和38年1～2月に北陸地方を襲った記録的な豪雪）とそのさ中の1月19日に発生した火災で、損失を被った。この火災では、主力工場設備が全焼した。この年度は、東レから42万円もの「火事・雪害見舞金」を受け取っている⁸⁸。続く63年度も、前年度の火災からの工場再建のため9月まで操業が再開されなかったことなどにより、大幅赤字を示した。ただし同年度は、「思い切った有形固定資産の減価償却」（『営業報告書』）を行ったことも、損失を膨らませた要因になっている。減価償却は、毎期限度額まで行わず次年度に繰り越している場合もあるとはいえ、総じてかなり積極的な減価償却を行っている（表4）。それが利益を大きく圧縮しており、じつは同社は59年度以降71年度の廃業まで一度も法人税を支払っていない。

65年度は、前述のとおり、前年秋からのナイロン不況により、「下請加工賃の採算を度外視した低下と公共料金その他諸物価並に一般給与ベースの否応ない上昇との間に挟まれ」（『営業報告書』）、松崎は最大の赤字を記録した。翌66年度も赤字額が大きい。これも織物業界で最も景況の悪かったタフタなど輸出用合織普通品を生産の主体としていたため不調だったという。『営業報告書』によれば、この頃いざなぎ景気のもとで、輸出用織物の受注や売れ行きは好調な場合も多かったようであるが、依然賃織工賃の横ばいと人件費諸経費の上昇が要因となって容易に赤字を脱することができなかった。機業界は、大型化・重資本装備化・省力化と、零細化・軽装備化・家内工業化の2つの方向に分極化しつつあり、「当社の置かれている中間的な企業形体は……かかる分極化時代に如何に対処すべきか」（『営業報告書』1968年度）と、戦略をとらえあぐねている。

そして、69年6月の株主総会において、事業の縮小（新工場合織用56台のみ残す）、遊休資産（土地・機械等）の処分、社外役員の退任、株式の「集中」などを決め、借入金返済によって金利負担の大幅軽減を図り、「一步一步撤退作戦」を進めることとした⁸⁹。これに基づいて、70年3月18日臨時株主総会で役員を改選し、一村産業取締役の魚谷龍平が退任した。同期の株式名義書替が15件58,100株とされているから（全10万5千株だから半数以上の書替）、一村産業が株を手離し、茂夫が買い取ったのであろう。また70年4月30日の役員会では、合織織機を1台20万円で茂夫が買い取り、代金は茂夫の会社への貸付金1,120万円と相殺して金利負担を軽減する、従業員対策と対外信用上、当面その織機を同社に賃貸して操業継続する、残りの旧織機

は石川県構造改革事業団に1台当たり10万円での買い取りを願い出るなどの案が了承されている⁹⁰。やはり最後には茂夫がかなり泥をかぶろうとしている。この年、合繊業界では対米輸出自主規制問題も起り、『営業報告書』には「発注量の削減、工賃の切下げを余儀なくされ……前述の撤退作戦の尚おそきにすぎた感さえ覚ゆる次第」と記されている。とはいえ、「来期中には……小じんまりとした小企業の経営形態として完全立直りを行う計画」ともあり、なお事業環境好転に期待して事業継続の可能性も探っていた（以上、『営業報告書』1969年度）。

しかし翌70年度は、いざなぎ景気が終わって繊維業界も不況に突入し（ポリエステル不況）、「物価高、賃金の慢性高騰、労務不足」「対米繊維問題の対処という不安要素」等により、大幅赤字を計上した。「市況の完全回復は容易に近い将来望みがたいものがあり」、ついに「次年度中には完全転廃と事業の目的等、定款の変更を考慮すべき段階に至ったもの」と自己診断した。そして71年9月30日、織物製造業を廃業し、全従業員を解雇、工場を一斉閉鎖した⁹¹。それはちょうど対米繊維製品自主規制問題の山場を迎えた時期であり、折よく政府による織機の買上げ措置が実施されることとなり、松崎はその願出を行うと同時に廃業に踏み切った。石川県ではこの時、絹人織物業において225企業が廃業し、4,145台が買い上げられた⁹²。松崎からは織機92台が買い上げられた。この時の買上価格は1台30万円で、転廃業者には政府が25万円支払い（規模縮小の一部買上げ業者には22万円支払い）、残存業者が残り5万円を負担することになった⁹³。松崎はこれに基づいて、石川県構造改革事業団による買上げおよび機械商北野機料店への売却により、織機を処分した。同社は60年に合繊用織機48台を1,331万円で購入しており（1台27.7万円）、その後前述のように積極的に減価償却を行っていたから、71年度は特別損益として固定資産処分益2,174万円、当期利益金は1,398万円を計上した⁹⁴。田中角栄通産大臣の主導で実施されたこの買上げ措置は、転廃業者および規模縮小業者にとってきわめて優遇された措置だったといえる⁹⁵。松崎は、これにより織物業からの円滑な事業転換が可能になった。

翌72年に、松崎織物は松崎商事株式会社社名変更し、工場敷地を基礎として、その造成・分譲・賃貸などを行う不動産業へ転換した。同社のバランスシート上の土地資産計上額は59年度から据え置いたままだったから（表3）、事業転換時にその含み益は多額に上っていたはずである。こうして、対米繊維自主規制による政府の織機買上げ政策、価格景気（列島改造ブーム）による地価上昇の下で、同社は織物業から不動産業へ転換することによって、72年度も2,022万円の大きな利益を得るなど、一気に負債を返済し経営は息を吹き返していった⁹⁶。

とはいえ、それまでも取締役社長松崎茂夫は、松崎織物の業績から窺われるよりはるかに安定的かつ高い収入を同社から得ていた。松崎織物は黒字決算期が少なかったために、株式配当金や役員賞与を受け取ることは50年代の数年に限られていたが、経営低迷期にも役員報酬や貸付金利子を受け取っていた。表12は不明の箇所が多いが、24～25期からみて、毎期の「役員報酬」総額の大半は茂夫に対するそれと推定され、貸付金利子と合わせた収入額は、雇人を有する非農業自営業者の全国平均世帯所得よりはるかに多かったことは間違いない⁹⁷。茂夫の個人資産の全

表 12 松崎織物の役員報酬等

(金額：円)

期	年度	松崎織物・ 役員報酬	松崎茂夫分			松崎織物・ 役員賞与	役員数	
			役員報酬	受取利子	配当		取締役	監査役
1	1948	15,000	…	…	—	—	5	2
2	49	16,000	…	…	—	—	5	2
3	50	118,000	…	89,003	—	—	5	2
4	51	178,000	…	73,576	—	—	4	2
5	52	180,000	…	…	—	—	4	2
6	53	571,688	…	…	22,000	—	4	2
7	54	444,000	…	80,130	—	—	5	2
8	55	(910,913)	…	32,600	100,000	100,000	4	2
9	56	(1,036,640)	…	12,100	122,700	150,000	4	2
10	57	(1,156,890)	…	…	—	—	4	2
11	58	(1,191,260)	…	…	148,250	100,000	4	2
12	59	(2,067,840)	…	…	—	—	3	2
13	60	(1,984,870)	…	…	—	—	3	2
14	61	(1,725,790)	…	…	—	—	3	2
15	62	(1,958,940)	…	…	—	—	3	2
16	63	936,000	…	…	—	—	5	2
17	64	2,131,000	…	…	—	—	5	2
18	65	2,102,804	…	…	—	—	5	2
19	66	2,644,000	…	…	—	—	6	2
20	67	3,077,920	…	…	—	—	6	2
21	68	3,365,830	…	760,684	—	—	6	2
22	69	2,978,400	…	226,209	—	—	3	1
23	70	2,005,000	…	370,256	—	—	3	1
24	71	1,580,000	1,200,000	886,586	—	—	3	1
25	72	1,476,000	1,308,000	779,140	—	—	3	1

(出所) 表 1 と同じ。

注：「役員報酬」は以下のようである。

1～2期は「人件費」(ただし営業費の「人件費」、1期の製造費の「人件費」は348,708円)。

3期は営業費の「役員報酬」。

4～6期は「報酬」(「給料」の項目はないが、事務員給料は含まないと推定)。

7期は「報酬・給料」859,603円のうちの「役員報酬」444,000円。「事務員」は415,603円。

8～15期は「報酬・給料」(事務員給料を含む。工具賃銀は含まない)。

16～23期は「報酬」(「給料」は別にあり)。

24期は、役員報酬計158万円のうち松崎茂夫120万円、吉田亮(取締役)38万円。

25期は、役員報酬計147万6千円のうち茂夫130万8千円、吉田亮6万円、松崎喜美子(取締役)6万円等。

貌は明らかにできないが、経営者松崎は織物業の不振にもかかわらず、リスクは大きいとはいえ小資産家となっていたとみなせる。このようなあり方は戦後日本における中小企業経営者の一つの典型のように思われる。

おわりに

以上のような松崎織物の事例は、戦後化合繊織物業、とりわけその主要産地の一つであった石川県化合繊織物業の特質をよく表している。本稿の分析をまず時系列的に、次いで戦前以来のこの織物産地の存続を制度分析的な視点でまとめてみよう。

まず昭和戦前期の石川県人絹織物業は、福井県に比して、原糸メーカーから独立的な岸・一村などの産元商社の方が強く、機業家の多くは産元商社が主導するマルサン織物工業組合などの下で操業していた。とはいえ一方で、松崎のようなマルサン組合の有力機業家は、岸・一村以外の

糸・織物商と大規模に取引するなど、組合からもかなり独立的な活動を行っていた。

しかし戦時統制経済下に、マルサン組合の解散、機業家の操業停止という断絶を経て、同じ人絹織物業でありながら、戦後は戦前とはかなり異なった条件で再開した。戦時期のショックはかなり大きかったのである。すなわち、機業家さらに糸商も、直接戦災を受けなくても、織機供出やインフレなどにより弱体化していた。松崎もおそらく戦後の再出発当初から一村からの出資を得て、原糸・織物取引からみても一村系列の機業として出発した。また原糸メーカーも戦時期の企業整備により戦後のスタート時点で寡占体制が強化されていた。

戦後直後、占領軍は統制経済の下で民需産業である繊維産業の復興を支援し、1949年のドッジラインを経て、統制が解除されていった。ここに市場経済体制の人絹産業が復活し、1950年の朝鮮特需で一時的に活況を呈し、50年代は合織糸生産も開始されたが、なお人絹糸の比重は高かった。しかしもともと戦前のような体力を失っていた糸商・機業家は、1951年の朝鮮戦争反動恐慌を契機に打撃を受け、これを契機に原糸メーカーの下での機業家の賃加工が普及した。とはいえ、後の合織への転換後との比較では、原糸が標準化され、織布技術も行き渡っていたため、スポット取引的な性格も残り、賃織は短期の場合が多く、原糸メーカーと機業家の取引関係は流動的な場合が多かったし、有力機業家の下で零細機業が賃織を行う親機賃織も行われていた。

ただし従来の研究や文献資料では、「賃織（賃加工）」とか「糸買織物（製品）売」の意味が多様に用いられ、「賃織」といっても「売りの買い」を含んでいたり、「糸買織物売」も事実上の賃織であつたりなかつたりといった具合である。これは、同じ用語でも福井県と石川県では慣習的に意味内容が異なったり、あるいは事実として取引の性格が微妙に異なったりしたためであろう。いずれにせよ、松崎の事例などから石川県では、「糸買織物売」「売りの買い」も福井県よりも実質的に賃織に近いが、やはり多少の自由度がある取引であった。そして松崎の例をみると、同じ糸買織物売でも、50年代までの人絹製織では、後の合織に比して、より流動的な取引を行ったようである。

これに対して人絹から合織へ転換すると、当初、合織が新技術のため原糸メーカーは機業家に設備を設置させ製織技術を指導するところから始めざるをえず、機業家の特定原糸メーカーへの系列化が進行した。松崎は59年でそれまでの東レからの人絹製織委託を打ち切れ、東レの主導で、60年に合織製織に転換した。その際の必要な設備投資はほとんどを東レからの借入金で賄った。一村も合織時代になり一旦は東レへの依存度がかなり高まり、一村自体が東レの有力なPTになった。したがって松崎は一村を介して東レの系列生産を行った。しかし早くも60年代前半に後発合織糸メーカーの増産などにより、「合織ラッシュ」の状況を迎えた。合織糸価格低下により原糸メーカーも業績は悪化し、賃織委託料も圧縮され、松崎は加えて「三八豪雪」下での主力工場火災も発生し、苦境に立たされた。一村も、65年ナイロン不況を契機に東レ依存から脱却し、自主的なコンバーター化の戦略に転換した。これは、原糸メーカーが、技術の改善・普

及などにより長期賃加工システムの必要度が低下して、競争が激化する中で原糸販売（売放ち）を拡大させたことと対応している。そして松崎も一村も、65年から単純な委託加工ではなく、少しでも利鞘を得るためにそれが可能な糸買織物売・糸売織物買取引に転換した。ただし松崎は、この転換によっても、合繊が人絹の場合ほどには標準化されていないために、取引の自由度はさほど増えなかったと思われる。こうして松崎の業況は回復せず、70年代初頭に折からの日米繊維交渉により新たに設けられた織機買上制度を利用して織物業を廃業した。

このような時系列展開の背景には、一貫して多数の中小零細機業等を構成者とする織物産地が存在していた。すなわち北陸地方では、明治期から羽二重需要の増加に対して絹織技術の導入と普及がなされ、農村部では小農経営と結びついた、問屋制家内工業ではない工場制の零細絹織機業経営が叢生し、他方とくに金沢のような都市部を中心に、小農経営とは切り離された専門的な大規模絹織機業経営が発達した。後発者も既存の仕組みを選ぶ方が有利になる戦略的補完性があったはずである。こうして福井・石川両県を中心とした北陸絹人絹織物産地が形成され、とくに農村部の中小零細機業群は戦後に継承された。そこには、景気動向や技術変化に対して個々の中小零細機業の頻繁な開休廃業や企業間システムの変容によって持続する産地の柔構造があった。そしてそうした柔軟な産地構造を支えるような制度間の補完性があり、多少のショックや環境変化に対して頑健性を有した。

すなわち戦後においても、開廃業を繰り返す中小零細機業家は、保険機能をもつ兼業零細農家でもある場合が多く、これがしばしば苦境に陥った機業経営を支えるとともに、機業経営が零細農家を支えた。この時期の農民票に依存する自民党の長期政権とそれによる農業保護政策は、零細農業経営の存続と補完性があり、こうして地方の中小零細化合繊織物業の存続は、政治の領域を含めた農業システムと補完性があった。

同様に、地方出身議員・通産省・県などの政治行政システムは、繊維産業に対する産業政策によって寡占体制の原糸メーカーと織物産地の存続を補完した。60年代の、産地の競争力強化や設備過剰解消を目的とした構造改善政策は「量産体質の強化で対応しようとした」ところもあり⁹⁸、原糸メーカーも「構造改善資金をフルに利用して」高性能織機を機業に導入させ⁹⁹、また石川県は過疎対策として農村部の機業育成政策を採り、零細機業を増加させる結果となった¹⁰⁰。

さらに経営の不安定を免れえない機業家には、租税特別措置により、税負担軽減策が制度化されており、経営不振が長引いても松崎のように小資産家たりえた場合も多かったであろう。さらに機業家の資金調達には、種々の中小企業向け政策金融機関が整備され、また政策金融が行われた。

労働市場では、戦後日本に特徴的な準終身雇用制の労働市場から外れた女性労働者の基幹労働力としての短期雇用は、開廃業率の高い不安定な中小零細機業経営に適合的であった。

このような相互補完により、人絹から合繊への転換とその成熟の中で、技術や企業間システムの一定の変容がみられつつも、そして個々の経営は永続的ではなくても、中小零細機業からなる

産地は容易に衰退しなかった。

また、小農経営とは切り離され、相対的に大規模機業経営であった松崎の事例は、不安定な経営に苦しむ中小企業のイメージと、その対極にあるかのような富裕な中小企業経営者のイメージは、必ずしも矛盾するものではなかったことを示しており、むしろこうした企業経営と企業経営者のあり方は戦後中小繊維企業、さらに戦後中小企業の一つの典型だったであろう。

(付記) 本稿作成には、とくに故松崎茂夫・故福田晋・関戸昌郎の各氏、一村産業(株)、ならびに能美市立博物館にお世話になったことを記して、感謝いたします。

(資料1)

「 賃加工基本契約書

伊藤忠商事株式会社(以下単に甲と称す)と松崎織物株式会社(以下単に乙と称す)とは賃製織加工に関し左記条項により基本契約を締結する。

第一条 甲は乙に原糸を引渡し賃製織加工を委託するものとする。

第二条 乙は甲より引渡を受けたる甲所有の原糸及びそれを乙が加工した甲所有の製品に対しては善良なる管理者の注意を以て保管の責に任じ乙の責に帰すべき事由によつて甲が損害を受けた時は乙は甲の要求に従ひ一切の損害賠償の責に任ずる。

第三条 乙は甲より原糸の引渡しを受けた場合はその都度原糸及び製品保管の保証としてその引渡を受けた原糸の時価に相当する金額を額面とし甲が承認する日を支払期日とする約束手形を甲宛振出すものとし乙は委託製品を甲に納入する迄右約束手形の返還を甲に請求し得ない。

第四条 甲は必要に応じ何時なりとも乙の工場、作業、帳簿の閲覽並に仕掛品、製品の検査をすることが出来るものとする。

第五条 乙が甲に納入する製品について万一品質不良の場合及び乙の責に帰すべき事由による納期遅延の場合乙は甲に対しその要求に従ひ損害を賠償するものとする。製品の納入後前項の事項が判明した場合も同様とする。

第六条 甲は乙より委託製品の納入を受けた場合はその数量に対し別に定めた価格により加工賃を支払ひ且第三条により甲が乙より受取つた保証金を返還する。但し乙が本契約に違反して甲に損害を与へた場合は右加工賃の支払及び保証金の返還は之を行はないことがある。

第七条 乙は甲より引渡を受けた原糸の加工につき甲の承認を得ずして他へ再委託し得ないものとする。

第八条 乙はその保管中の甲所有の原糸及び製品につき甲の承認する保険契約を締結し保険金の受領者を甲とするものとする。

第九条 本契約の存続期間は本契約締結の日より向ふ満壹ケ年とし此の間甲は乙の本契約違反又は乙が他より仮差押、仮処分、差押、破産の申立等を受けた時、その他経済事情の変動ある場合等甲が本契約を存続し難いと認めた時は直ちに本契約を解除する事が出来る。前項の場合乙は遅滞なくその保管中の糸及び製品並に仕掛中のものに付ては甲の選択に従ひ有姿の儘又は製織の上甲に引渡さなければならない。

本契約存続期間満了の際は甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。

第十條 甲乙は原糸引渡後相互の協議により意思表示を以て織物の製織契約を糸売織物買契約に変更することが出来る。

此の場合その代金は第參條により乙が甲に差入れた約束手形を以て糸代金に充当するものとする。

第十壹條 乙は事由の如何を問はず同時履行の抗弁権及び留置権を行使することは出来ない。

第十貳條 本契約は賃製織加工に関する基本契約にして個々の取引はその都度甲乙間に取交す賃加工明細取極書又は委託製織指図書に於て納入期限、製織染色整理納入場所加工賃等一切の細目を決定し履行するものとする。

本契約を証する為此契約書式通を作成し各壹通宛保存する。

以 上

金沢市石浦町五八番地ノ一

甲 伊藤忠商事株式会社金沢支店

(印) 支店長 保津章重 (印)

石川県能美郡根上町字浜ノ拾番地

乙 松崎織物株式会社

(印) 取締役社長 松崎茂夫 (印)

連帯保証人

(空欄)

(資料2)

「 (収入印紙)

誓約書

石川県能美郡根上町吉原釜屋□□□

□ □ □ (印)

私儀

貴社と人絹織物の賃織契約を致し候に就いては貴社の人絹糸及び織上り製品の保管その他細心の注意を払ひ火災盗難鼠虫害等に対する責任を負ひ貴社に些少の損害も相懸けざる事を誓約申上候也

昭和二十七年一月二十五日

右

□ □ □ (印)

松崎織物株式会社御中

(資料3)

「 (取入印紙) 誓約書

今般弊工場と貴社との賃織取引の契約を致すに就いては貴社よりの原糸及び製品に関しては一切の責任を負ふことを誓約いたします

昭和二十七年一月二十日

根上町濁池□□番地

□ □ □ (印)

右 保証人

根上町重住□□□□番地

□ □ □ □ (印)

松崎織物株式会社

社長 松崎茂夫殿

(資料4)

「 (取入印紙) 誓約書

石川県能美郡根上町付

□ □ □

私儀この度貴社の賃織を致候につき左記事項を固く相守り貴社に対し不当の損害を及さないことを誓約候也

記

- 一、製織に関し貴社の指図に従ひ、規格品質の統一を図り貴社の信用を害せざること
- 一、原糸製品其の他木管紙管等の保管については万全の注意を払ひ、鼠害、盗難火災、その他についても責任を負ふこと
- 一、特殊止むを得ざる事情のない限り納期を厳守すること

- 一、貴社に無断にて原糸製品を他へ転貸流用等せざること
- 一、原糸混用は絶対にせざること

以上

昭和二十七年拾貳月 日

右

□□ □ (印)

松崎織物株式会社御中

(資料 5)

「 (取入印紙)

誓約書

美川町

□□□□ (印)

私儀貴社と賃織契約致候については左記誓約候也

記

- 一、製織に関し貴社の指図に従ひ、規格品質の統一を心掛け貴社製品の信用を害せざること
- 一、原糸製品其の他木管等返還品の保管については万全の注意を払ひ、鼠虫害、盗難、火災に責任を負ふこと、適当額の火災保険に附すること
- 一、貴社に無断にて他へ賃織、転貸等せざること
- 一、原糸借用相等額の保証手形ヲ預託すること

松崎織物株式会社御中

昭和廿八年貳月拾五日

(資料 1～5 は、松崎織物『重要書類綴込』所収)

注

- 1 伊丹敬之ほか『日本の繊維産業—なぜ、これほど弱くなってしまったのか—』(NTT出版, 2001年)。
- 2 たとえば、日本経済新聞社編『繊維産業・残るのは誰か』(日本経済新聞社, 1979年) 108頁以下。
- 3 1970年代末においても同様のことが指摘されている(前掲『繊維産業・残るのは誰か』109頁)。また谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』(名古屋大学出版会, 1998年)は、幕末から大正期頃までの農村綿織物業について、一言でいえば小農経営と問屋制家内工業の補完性を指摘している。そしてそうした「在来的経済発展」は、戦後日本経済の特質に継承していると展望している(同書, 470頁)。戦前北陸絹織物業地では問屋制家内工業はあまり展開せず、1910年代には力織機工場化が進行したが、戦後の織物業の再発展も戦前のあり方の復元から始まり、小農経営内の労働力や経営者による零細家族経営が多かった。すなわち総じて零細織物業に補完的な制度や資源が存続していた。
- 4 松崎織物の労働力を分析した、拙稿「戦後北陸化合繊織物業における労働力と労働市場—石川県根上

- 町・松崎織物(株)の事例を中心に一』『金沢大学日本海域研究所報告』25号(1993年)を参照。
- 5 これは高度成長期に限らず、とくに都市部を中心に戦前や高度成長期後でも同様。
- 6 むろん大きなショックにより、産業ないし産地が大きく衰退ないし解体することもありえる。第二次大戦のショックは産地を一旦ほぼ解体させたが、戦後、システムの変化を伴いつつ比較的速やかに復元した。しかし1980年代後半ないし1990年代以降の急速な円高などを要因とする衰退は、現在、復元不可能なほどの状況を呈しつつある。
- 7 山崎広明「戦後改革と繊維産業」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革8改革後の日本経済』東京大学出版会、1975年)302頁以下、大阪府立商工経済研究所『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)一福井県人絹織物の生産構造と組織問題一』(経研資料No.164)1958年、30~33頁。
- 8 以下、一々ことわらないが、本稿は化合繊長繊維織物業について考察し、化合繊短繊維やニットなどは対象外とする。
- 9 木村亮の戦後福井織物業に関する論文は、『福井県史』通史編6近現代2(1996年)第3章第3節3「繊維産業の再建」、第4章第3節2「人絹不況と系列化」、同3「戦後繊維産業政策の展開」、第5章第3節4「合成繊維への転換」、第6章第2節3「化合織物業の展開」のほか、「化合繊転換期の産地織物経営一福井県A社の『出張報告書』分析一』『福井大学教育学部紀要Ⅲ(社会科学)』49号(1995年)、「戦後福井県大野織物産地における一系列企業の発展と衰退』『福井県文書館研究紀要』6号(2009年)がある。
- 10 板倉勝高「北陸機業の生産流通体系の概観一北陸共同研究報告(1)一」流通経済大学『流通経済論集』3巻4号(1969年)は、1960年代後半の福井・石川両県機業の興味深い実態報告である。また竹田秀輝『戦後日本の繊維産業』(大明堂、1976年)は、石川県については能登地方の零細機業場の実態について分析している。このように戦後石川県化合繊織物業については、経済地理学からの研究が多い。
- 11 以下、拙稿「昭和戦前期石川県マルサン織物工業組合傘下の機業経営一丸三織物会社と松崎機業場を事例として一」神奈川大学『商経論叢』47巻1号(2011年)を参照。
- 12 松崎茂夫は、1909年生まれ、1933年京都帝大法学部卒、近江絹糸紡績会社勤務を経て、合名会社松崎機業場入社、1941-45年応召出征、という経歴であった(松崎織物「役員の略歴」1967年9月、同社『重要書類綴込』所収)。また松崎織物は1960年頃の能美・小松地区において、トップクラスではないが上位10位以内に入る機業であった(前掲拙稿「戦後北陸化合繊織物業における労働力と労働市場」表4)。以下、本稿で使用する松崎織物の一次史料は、現在は能美市立博物館所蔵。
- 13 戦前以来の北陸織物業において、福井産地と石川産地では、産元商社の強さという点で特徴が異なることが知られている。石川県では戦前のマルサン織物工業組合をリードした金沢の岸商店・一村商事という産元商社が産地を組織化するのに重要な役割を果たし、戦後も同産地では地場商社の流通過程における支配力が強く、機業家が原糸メーカーないし大手県外商社の直接の系列化に入るのを防いだ(「産元方式」)。
- 14 『石川県史』現代篇3(石川県、1964年)42頁。
- 15 同社『第一期決算報告書』。
- 16 一村産業は、一村商事が1944年に社名変更して成立(一村産業株式会社『設立30周年記念誌』2009年、177頁)。
- 17 石田与三作が戦前以来の一村社員であったことは、横川善一編『業界自叙伝』第1集(絹人絹特報社、1960年)第2部「池田作松」4頁。
- 18 前掲、拙稿「昭和戦前期石川県マルサン織物工業組合傘下の機業経営」。
- 19 石田が1950年度で取締役を退いた後、51~53年度は一村関係者と思われる役員はいない。その後、54~57年度は、株主名簿に氏名がない取締役島村八郎が一村関係者と思われる。さらに58年度から島村に代わって一村産業社長を務めた池田作松が取締役になり、58年末の池田没後は、池田の跡を継いだ一村社長山本康二が取締役に加わっている。66~68年度は一村取締役魚谷龍平が山本康二に代わって取締役に就任した(同社『営業報告書』各期および同社『重要書類綴込』所収資料)。山本康二は1977・78年の一村破綻時の社長として知られる(前掲『繊維産業・残るのは誰か』77~99頁)。

- 20 奥田壹佛（日本長期信用銀行調査部編）『合成繊維—糸以降における企業系列—』（日本長期信用銀行調査部，1960年）35頁。
- 21 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料（二）』29～30頁。
- 22 同社『決算報告書』第1～2期。
- 23 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第13巻（東洋経済新報社，1983年）1052～1057頁。
- 24 同上書，1056頁。
- 25 なお，講和とともに対日援助が終わり，見返資金の中小企業融資は1952年9月まで続いたが，その後は日本開発銀行へ引き継がれた（これらについては，近年の文献としては，宇沢弘文・武田晴人編『日本の政策金融Ⅰ』東京大学出版会，2009年，90～92頁）。松崎の場合も52～53年度は日本開発銀行からの借入に転換している（表5の注3）。
- 26 たとえば，『国民金融公庫二十年史』（1970年）66～67頁。
- 27 同社『営業報告書』第3期。
- 28 前掲，木村「人絹不況と系列化」650頁。
- 29 前掲，拙稿「昭和戦前期石川県マルサン織物工業組合傘下の機業経営」を参照。
- 30 引用文中の「貸倒」とは，製品代の受取手形の不渡りのことであろう。
- 31 以下，同書，154～155頁による。
- 32 この場合の手形による売買は，戦後急速に普及したが，「少ない資金で大きな商売ができるし，当面の資金繰りも楽になる」ため，これが原糸供給側からみた「糸売り製品買い」取引を行うインセンティブになったという（前掲『繊維産業・残るのは誰か』103～104頁，および関戸昌郎氏「小松市の繊維商社，芦城商事の元専務」からの聞き取り[2014年1月22日]，引用は前者）。
- 33 前掲，板倉「北陸機業の生産流通体系の概観」94頁。
- 34 前掲，拙稿「昭和戦前期石川県マルサン織物工業組合傘下の機業経営」。
- 35 『小松の繊維産業』（小松市教育委員会，1971年）84頁にも，繊維商社山本商事（小松市）の売買形態として，「賃織」「売りの買い」「素買い」の3種を挙げ，前二者を区別している。「賃織」は「商社が糸を買い工場に織らせ工賃をはらう」ものであり，「売りの買い」は「商社が糸を買って工場へ売る／工場から出き上がった織物を買う」としている。「素買い」は「工場独自在自己の危険負担（リスク）で糸を買い作り上げた織物を「商社が一引用者」買う」ものである。もっとも，国民金融公庫調査部『日本の中小繊維工業』（中小企業リサーチセンター，1990年）12頁は，「糸買い製品売り」を「手張り」すなわち『小松の繊維産業』でいう「素買い」の意味で使用しており，従来の文献の使用法は区々といわざるを得ない。
- 36 松崎織物『営業報告書』各期には，「受取手形」の明細があり，債務者は，矢作商店・洪水商店など，一村以外の商社や，60年度末の場合は機械売却先の三国経編会社などであった。ちなみに「受取手形」の振出人は，東レや伊藤忠など主要な賃織の発注者でもなく，これらの原糸メーカーや県外有力商社の工賃支払も現金払いだったはずである。
- 37 関戸昌郎氏からの聞き取り（前掲）でも，合織の「売りの買い」の場合，機業家の使用する原糸は，メーカーごとに品質が微妙に異なるため，指定された原糸メーカーの原糸でなくてはならないが，織物売却先の商社から仕入れたそれでもよかったという。
- 38 以上，関戸昌郎氏からの聞き取り。前掲，奥田『合成繊維』192頁によれば，合織糸メーカーによる糸売製品買方式採用と委託加工方式採用の明確な区別基準はなく，商慣習によるとされているが，機業家の取引においては，規模の差，機屋のリスク選好，取引相手（商社か合織メーカーか）に大きく関わっている。
- 39 ただし石川県の場合も，出目は機屋の技術料のようなものとして，「問屋が別立ての機屋の口座をつくってそれにふりこみ，機屋の不時の用にリザーブする」という（以上，前掲，板倉「北陸機業の生産流通体系の概観」94頁）。そうしないと，機業側に製織を効率化させるインセンティブがなくなるからであ

ろう。

- 40 なお『営業報告書』の「低工賃」「高工賃」とは、賃織工賃を指すとともに糸買織物売の場合の受注時契約織物価格と原糸購入価格から算出される実質工賃のことであろう。むしろ、「低工賃」の場合、支払賃銀・電力料等の経費如何で当然赤字になることもありえた。
- 41 本稿では、機業の系列化ないし系列システムとは、必ずしも賃織関係でなくても、原糸メーカーや商社との長期的な原糸製品取引を行い、通常、原糸メーカーや商社によるさまざまな支援策により強化された関係が築かれるものをさすこととする。
- 42 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』168頁。同書では、系列とは基本的に賃織関係にあるものをさしているが、表10のデータは、前述のように継続的な糸買織物売も賃織に含めていると思われる。後述のように50年代の人絹時代は後の合織よりも賃織関係も短期的な性格が強かったが、それでも石川県の場合は福井県よりも機業と原糸供給者との関係は長期的で強かったとみられる。
- 43 これに対して、福井産地ではそのような商社による補償は行われなかった。以上、前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』177頁。
- 44 他方、松崎は自身が親機として賃織委託していた零細機業場のうち休機した工場に対して休機補償金27,950円を支払った(以上、同社『営業報告書』の「雑損益勘定明細」)。
- 45 他方、この頃、自らの系列下に機業3千台を有していた一村も、東レとの密接な関係をもちながらも、東レに対して「自主性」をもっていたとされる。戦前の一村は、岸商店とともに人絹糸メーカー大手6社から原糸を購入し、特定の原糸メーカーの系列下には入っていない、その意味で独立的な商社であったが、朝鮮戦争反動恐慌後に賃加工が増加するにつれ、東レとの関係が深まったようである。1950年代後半時点で、一村は、人絹糸メーカーとしては、旭化成・帝人・東レ・倉レとの取引があったが、「メーカーとの連繋にも濃淡があり、一村は「東レにより密接な系列関係がある」とされている(前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』170, 180頁)。その後1960年代前半にかけての合織時代になると一村は東レへの依存度が強まるが、65年以降は再び独立的性格を強める(後述)。李, 前掲書, 116頁も参照。
- 46 同社『営業報告書』の「雑損益勘定明細」。
- 47 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』175頁。
- 48 51年度の「売上値引勘定内訳明細」には値引148件・値増9件と記され、すべて一村との取引についてである。
- 49 前掲、拙稿「昭和戦前期石川県マルサン織物工業組合傘下の機業経営」を参照。
- 50 各期の「雑損益勘定明細」による。
- 51 これは、本来下機に負担させるものを自ら被ったということであろう。
- 52 前掲『日本の中小繊維工業』118頁、前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』32頁、前掲、木村「人絹不況と系列化」655頁以降、前掲、奥田『合成繊維』35頁以降、などを参照。
- 53 李, 前掲書, 199~200頁など。同書は、この点について、レーヨンは「原糸の開発・生産と織物の開発・生産・販売間の相互依存性は非常に低い製品であった」(200頁)と表現し、製品特性が企業間の相互依存性の高低を、したがって企業間システムのあり方を規定する一つの重要な要因としている。本稿もこうした議論を前提としている。
- 54 前掲、木村「人絹不況と系列化」657頁。なお、合織になると、とくに70年代後半以降原糸メーカーの差別化戦略が本格化すると、機業家による原料の不正流用そのものが困難になり、そうした問題は影をひそめていったようである。
- 55 注45を参照。
- 56 前掲、奥田『合成繊維』77~79頁。
- 57 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』167頁。この場合の賃織とは、事実上の賃織である糸買織物売も含むと推定。
- 58 『石川県工業年鑑』(北陸工業新聞社)1952年度版による。

- 59 李, 前掲書, 31～35 頁などを参照。ここでの「組織能力」とは, 製織という機能活動を行う組織のもつ能力のことである。
- 60 同社『重要書類綴込』所収。
- 61 関戸昌郎氏からの聞き取り(前掲)。
- 62 同社『重要書類綴込』所収。
- 63 以上, 『中小企業金融公庫三十年史』(1984 年) 33 頁, 前掲『国民金融公庫二十年史』218～219 頁などを参照。1955 年頃の国民金融公庫の融資条件は, 原則として資本金 500 万円以下などとなっている。ただし例外規定に照らせば, 資本金 840 万円の松崎も融資範囲ではあった。
- 64 前掲『国民金融公庫二十年史』73, 77 頁。
- 65 「契約書」1959 年 9 月 21 日(同社『重要書類綴込』所収)。
- 66 「契約書」1959 年 10 月 31 日(同社『重要書類綴込』所収)。
- 67 52 年度の『営業報告書』には, 業績の低迷に対して「何処までつゞくぬかるみぞ」などと記されている。軍歌「討匪行」の一節である。
- 68 日本経営史研究所編『東レ 70 年史』(東レ株式会社, 1997 年) 226, 322, 346 頁など。
- 69 前掲『東レ 70 年史』322 頁, 李, 前掲書, 67, 116 頁など。
- 70 前掲『東レ 70 年史』336～340 頁。
- 71 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』187 頁にも, 人絹製織について「系列の短所」の一つとして, 「経営が安易に流れ, 創意工夫を失うおそれがある」ことを挙げ, 「系列機業のうち賃織依存の安易経営に流れていた機業は, いまや賃織の縮少に当面して狼狽しつゝある」と記している。
- 72 前掲『日本の中小繊維工業』118 頁にも, 化繊から合繊への転換により原糸メーカーによる系列化が一層促進された要因について論じられている。なお, 表 8 の 1960 年代の賃織受注先である丸和織物と東和織物も, 一村産業直営機業である(前掲『繊維産業・残るのは誰か』96 頁, 前掲『中小企業生産性向上に関する調査資料(二)』180 頁)。
- 73 以上, 同社『営業報告書』第 17 期。そこでは, 「真向から親企業[東レ]の不況の波をかぶらざるを得ない」とも記され, 東京オリンピック終了後の 64 年 11 月以降とくに不調とされている。またこうしたナイロン市場の買手市場化による東レの加工賃低下について, 李, 前掲書, 108 頁も参照。
- 74 同社『営業報告書』第 18 期。
- 75 以上, 李, 前掲書, 106～117 頁などを参照。
- 76 以上, 李, 前掲書, 116～117 頁。前掲『繊維産業・残るのは誰か』86 頁も, 「かつては東レの下請け的色彩の濃かった一村が独立色を強めたのはそのころ[昭和 40 年代]だった」という。
- 77 「[一村はナイロン不況期に戦略を変更した]当初は東レからは原糸を買えなかったので, 後発メーカーから原糸を購入し自主販売に乗り出し」, 具体的には倉敷レイヨン(1970 年にクラレ)・日本レイヨン(1969 年にユニチカ)・三菱レイヨン・鐘紡・帝人等から仕入れていたという(李, 前掲書, 116～117 頁)。
- 78 なお, 以上のように, 合繊の生産拡大による競争激化や合繊技術の普及・改良によって, 65 年不況以降, 原糸メーカーによる長期賃加工システムが一旦縮小したが, 合繊産業が成熟化した石油危機以降, 定番品の国際競争力低下, 差別化戦略の必然化などに伴って, 再び長期賃加工システムの比重が増大した(李, 前掲書, 118 頁以降)。
- 79 短期借入金についても, 松崎茂夫 2.2 銭, 鶴来信用金庫 2.7 銭, 北国銀行 1.7～2.5 銭となっており, 社長による貸付はほぼ市場金利であった。
- 80 前掲『石川県史』現代篇 3, 124 頁。
- 81 『通商産業政策史』第 7 巻(通商産業調査会, 1991 年)第 6 章, 同第 11 巻(同, 1993 年)第 8 章などを参照。
- 82 『石川県史』現代篇 2(1963 年)49 頁, 同現代篇 3, 122 頁など。また, 同現代篇 3, 121 頁, 同現代篇 4(1972 年)432～433 頁には, 1954～77 年の近代化資金等の貸付実績が掲載されている。

- 83 全信連は、58年に信用金庫の会員に対する貸出（代理貸付制度）を始め、以後これを拡充していった。以上、『全国信用金庫連合会二十年史』（同連合会、1971年）315、334～335、655～669頁などを参照。
- 84 「取締役会議事録」1965年6月10日、同社『重要書類綴込』所収。
- 85 鶴来信用金庫のホームページ（<http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/>）による。
- 86 前掲、松崎織物「役員の略歴」1967年9月。
- 87 このため、同社は59年から高知県や青森県などの遠隔地からの雇用を開始した（前掲、拙稿「戦後北陸化合繊織物業における労働力と労働市場」）。
- 88 同社『営業報告書』第15期、「雑収入内訳」。
- 89 同社『営業報告書』第22期、および同社「役員会議事録」（1970年4月30日、同社『重要書類綴込』所収）。引用は前者の資料。
- 90 前掲、同社「役員会議事録」（1970年4月30日）。ただしすぐ述べるように、これは実行されなかった。なお政府の関与する過剰織機の買上げ制度はすでに1956年から始まっているが、この場合の買上げ制度は65年のナイロン不況を契機に開始された通産省の繊維産業構造改善事業により、織機1台10万円で始まったものである（前掲、木村「戦後繊維産業政策の展開」670～674頁、同「合成繊維への転換」804～814頁、前掲『石川県史』現代篇4、494頁）。
- 91 以上、同社『営業報告書』第23～24期。
- 92 それとは別に規模縮小企業が144、その買上げ織機は3,900台であった。前掲『石川県史』現代篇4、437頁。
- 93 前掲、木村「合繊織物業の展開」943～944頁。
- 94 ただし、同年度も、過去最大の黒字にもかかわらず、損金の繰越控除（過去5年の繰越欠損金控除）により法人税は払っていない。
- 95 ただし、福井県では一旦買上希望が殺到したが、まもなく市況が好転し、買上申請取り下げが相次いだという（前掲、木村「合繊織物業の展開」944～945頁）。
- 96 72年度は、この黒字により、前5年以内の繰越欠損金控除額252万円を引いた1,769万円に対して、久しぶりに624万円の法人税を支払っている（松崎商事『決算報告書』）。なお一村産業もこの時期に独立的なコンバーターとして急成長し、日本最大の産元商社といわれるまでになったが、1977年経営危機が表面化し、翌年東レにより再建された。この経緯については、前掲『繊維産業・残るのは誰か』の第2章1「一村産業の再出発」77～99頁が詳しい。またこの頃の東レと一村との関係については、前掲『東レ70年史』643頁以下を参照。一村は東レの有力取引先ではあったが、東レの系列企業ではなかったという。
- 97 たとえば1965年の全国平均世帯所得は、世帯主類型別で「非農自営世帯・雇人あり」が最も高く100万円強であり、次いで高い「常用勤労者・雇用者規模1,000人以上または官公庁」は80万円強だった（谷本雅之「近代日本の世帯経済と女性労働」『大原社会問題研究所雑誌』635・636号、2011年、22頁、図5、原資料は、厚生省大臣官房統計調査部編『昭和40年国民生活実態調査報告』）。ただし松崎茂夫の学歴が、京都帝大法学部卒であった点からすれば、この程度の収入はそれほど突出しているとはいえないかもしれない。
- 98 前掲『日本の中小繊維工業』16頁。
- 99 前掲、木村「合成繊維への転換」809頁。
- 100 前掲『日本の中小繊維工業』114～115頁。